

## むつ市議会第197回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成20年9月12日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 6番 横 垣 成 年 議員

(2) 12番 新 谷 功 議員

(3) 25番 斉 藤 孝 昭 議員

(4) 5番 工 藤 孝 夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	岡崎	健吾
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	半田	義秋	10番	目時	睦男
11番	高田	正俊	12番	新谷	功德
13番	富岡	修	14番	佐々木	隆徳
15番	白井	二郎	16番	山本	留義
17番	千賀	武由	18番	馬場	重利
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	菊池	広志
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業者	遠藤	雪夫	代監査委員	菊池	十皿夫
農委員	立花	順一	総務部長	新谷	加水
総務部	齋藤	秀人	総務部調整	岩崎	金蔵
総務部	工藤	正明	企画部長	阿部	昇
企画部	近原	芳栄	民生部長	佐藤	吉男
保健福祉部	吉田	市夫	経済部長	櫛引	恒久
建設部長	太田	信輝	選挙管理委員会事務局長	大芦	清重

教育部長	佐藤節雄	教委事務	育会局事務	高田文明
公企業局 営長	佐藤純一	民副庶対策	生理策課	奥島慎一
農委事務 員局長	吉田薫	教委事務副総務	員務理課	安藤哲雄
教委事務副字課 員務理校教	宮木則男	総防課	務調	工藤初男
保福介課 社福	岩崎若男	経水産課	部長	笠井哲哉
脇野所 沢長	船澤桂逸	脇野副産課	野理振	片山元
総務課 部長	松尾秀一	総務課 長補	務務佐	村田尚
総務係 部課長	吉田真	総務政主	務務政主	澁田剛

事務局職員出席者

事務局長	河野健二	次長	工藤昌志
総括主幹	山崎幸悦	総括主幹	柳田志諭
議事係 査	石田隆司	議事係 査	井戸向秀明



800兆円に迫るほどの借金を見抜く国民は少数にとどまっております。経済が停滞し、国民の多くが大変な生活に苦しんでいるにもかかわらず、打開策を示せない政府与党、まさに政府与党の限界と無責任さがむき出しとなり、その結果多くの国民の厳しい目にさらされ、2代続けたの総理辞任となったものと思われまます。「まちづくりの主役は市民」という市長ではありませんが、国づくりの主役はアメリカではありません。一部財界でもありません。まさに国民なのであります。このことを忘れた政府与党にはただちに政権の座から去っていただくことにしようではありませんか。

さて、質問の第1点目であります。福祉行政の福祉灯油についてであります。ことしの冬に実施した結果、対象者のうちどのくらいの方が利用したものでしょうか。また、これから来る冬も高値にとどまっている灯油の値段が下がることはないように思われます。石油情報センターによると、昨年9月の青森県の店売りの灯油価格は、18リッター1,416円、12月にはさらに値上げとなり、1,730円でありました。今月9月1日は、さらにまた値上げとなり、2,277円にまでなっており、市民は昨年以上に厳しい冬を迎えることになりそうです。これから来る冬、冬期間についても福祉灯油実施は市民に求められている施策ではないかと思いますが、お聞きいたします。

福祉行政の2点目、高齢者等の賃貸入居促進についてであります。家主に入居を拒まれるケースがある高齢者や子育て世帯などが賃貸住宅を借りやすくするための住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法が昨年の国会で成立しました。大阪府が平成15年に調査した宅地建物取引に関する人権問題実態調査によりますと、家主から入居拒否をされたことがある人は、高齢者世帯の中で55.2%、半分以上で最も多く、続いて障害者の中では35.5%、さらに母子家庭が14.5%と極めて深刻な実態が浮

き彫りになりました。まさに住宅問題は人権問題との認識から、今回の法律制定となったということでもあります。この点、今回の住宅供給促進法におきましても、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給拡大対策として、まず公営住宅が担うよう義務づけられております。市行政としても早晩住生活基本計画や地域住宅計画を作成し、地域の公的賃貸住宅を整備及び管理することが求められると考えまます。

また、民間賃貸住宅への入居促進につきましては、賃貸住宅業者に対して要配慮者を受け入れやすくするため、財政的支援などを行うことが義務づけられるとともに、要配慮者の住宅確保の施策に協力するよう求める法規定が盛り込まれております。

そこでお聞きいたします。市の公営住宅における住宅確保要配慮者に対する供給拡大対策はどうなっているか、そして公営住宅における入居実績のうち、高齢世帯あるいは母子世帯、さらには障害者の入居状況はどうなっているか、また公営住宅の供給総量の拡大や情報の一元化を図るため、市行政を初め県の住宅供給公社などや、さらには民間の賃貸住宅管理業者やNPOなどで構成する居住支援協議会を早期に設置するべきと思いますが、お聞きいたします。

次に、2点目、情報公開の現状と今後についてであります。今まで何件開示請求があったものか、そして請求から開示まで2週間かかっていたと思いますが、理由はなぜなのか。2週間以内に出せばよいとなっているからというのでは理由にならないと思います。即日出せるものであれば即日出す、時間がかかるのであれば、例えば3日後にできていますとか、1週間でできますとかのスピーディーさとサービス向上が求められていると思います。先進地、例えば東京都の狛江市では2日で開示しているようであります。むつ市の情報公開

に関するサービス向上についてのお考えをお聞きいたします。

次に、3点目、循環型社会づくりのキーポイントとなっている生ごみについてであります。生ごみは資源であります。前回の一般質問で、むつ市はその資源を一般ごみと一緒に燃やしているということでもあります。分ければ資源、一緒にすればごみ、大変もったいないことではありませんか。また、むつ市は生ごみを燃やすということは、資源を無駄にしているどころか、燃えにくい生ごみのために液化石油ガスをより多く使うなど、燃やす経費が多くかかっております。資源の少ない日本、また多くの物資を外から運び込まなければならぬ下北半島にあっては、こんな無駄はさらに許されないものだと思います。逆に外からの物資を少なくし、下北から外に出す物資を多くする工夫が必要だと思います。その手始めに、有効資源である生ごみを分別収集し、資源として活用する施策はどうしても避けられない状況にあると思いますが、お聞きいたします。

次に、4点目、教育行政の中高一貫教育についてであります。現状は、当初の目的と照らし合わせてどういう状況にあるのでしょうか。目的は達成されているのでしょうか、お聞きいたします。

教育行政の2点目、労働安全衛生法についてあります。改正労働安全衛生法が平成18年4月に施行されました。今までは50人以上の職場が対象でしたが、平成20年4月、まさにことしの4月からは50人未満の職場も対象となり、法の適用の範囲にしなければならないということになりました。現在むつ市の各学校への法の適用はどのような状況になっているかお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答え

いたします。

まず、福祉行政についてのご質問の第1点目、福祉灯油について、昨年度の実施結果と今後の対応についてであります。福祉灯油は、高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯の低所得者世帯に対し、冬期の暖房費の一部を助成することにより、急激な原油高騰による当該世帯の負担軽減を図ることを目的として、1世帯当たり5,000円の灯油購入費助成金を交付したもので、その実績は交付件数2,790件、交付金額1,395万円となっております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせます。

次に、福祉灯油の今後の対応についてありますが、昨年度も申し上げましたとおり、灯油高騰対策は国の対応が基本であると考えているところであります。原油高騰は、ことしに入りましてもとどまることを知らず、9月に入って下降傾向にあると見られるものの、その影響は灯油のみならず、食料を初めとするさまざまな生活用品の値上げという形で私たちの生活に大きな影響を与えております。これまでの国の対応を見ますと、漁業関係、運輸関係への対策が実施され、先ごろの新聞報道ではこれを受けた川内町漁協の取り組みが紹介されたところであります。しかしながら、一般住民への対応については、現在のところ何も示されておられません。福祉灯油事業については、昨年度は国が主導となり、県からの補助金も導入されたことから、市としても実施したところであります。しかしながら、現時点において国を初め青森県の方針は明確に打ち出されておらず、また県内各市においては、一部の市で実施の方向を打ち出してはいるものの、大部分の市は白紙の状態にあります。このことから、今後国、県、他市の動向を見ながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、高齢者等への賃貸入居促進についてのご質問にお答えいたします。まず1点目の市の公営住宅における住宅確保要配慮者に対する供給拡大対策についてであります。当市におきましては、現在のところ高齢者世帯、母子世帯並びに障害者などの住宅確保要配慮者を対象とした公営住宅の入居募集はいたしておりませんが、少子高齢化に伴い、この方々にも配慮した市営住宅の供給計画が求められてきているのも事実であります。

その一つの検証例として、現在建て替え基本計画を進めております緑町団地においても、単身世帯及び2人世帯や高齢者等に配慮した住宅整備が顕著な形で求められてきており、住宅整備に当たっては、住宅確保要配慮者への配分を十分に考慮することが期待されております。今後市営住宅の整備や入居募集等に関しては、住宅確保要配慮者も視野に入れながら、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の高齢者世帯あるいは母子世帯、さらには障害者の入居状況についてであります。9月1日現在、全入居戸数457戸のうち高齢者世帯は206世帯、母子世帯は42世帯、障害者世帯は16世帯となっております。

3点目の居住支援協議会の設置をすべきについてであります。平成19年7月6日施行の住宅セーフティーネット法では、住宅確保要配慮者、または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、必要な措置について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、民間支援団体等は居住支援協議会を組織することができるとありますが、この居住支援協議会の設置につきましては、民間の賃貸管理者やNPO等並びに県の意見を聞きながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、情報公開についての1点目、現状と今後

についてのご質問につきましては、総務部長から答弁いたします。

次に、生ごみについてのご質問にお答えいたします。横垣議員のご質問にありますように、循環型社会を形成するうえで生ごみを資源として活用することは有効な手段であり、活用方法としては肥料化、飼料化、バイオマス化などさまざまあります。現在当市では生ごみを下北地域一般廃棄物等処理施設アックス・グリーンに搬入し、ガス化溶融処理しておりますが、そこではごみを単に焼却するのではなく、ガス化溶融する際に発生する可燃ガスを回収し、施設で活用する電気を賄うための発電機の発電燃料に活用しております。このように、現在生ごみを含めたごみ全般を資源化して活用しておりますが、横垣議員ご指摘のとおり、生ごみは高水分のため燃焼効率が悪いことから、今後の取り組みといたしましては、生ごみの水切りの徹底やコンポストの利用促進などの生ごみの減量に向けた周知を行い、生ごみの減量化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次のご質問の4点目の教育行政につきましては、教育委員会より答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 教育行政についてのご質問にお答えいたします。

まず、中高一貫教育について、中高連携の現状と当初の目的が達成されたのかというお尋ねでございますが、むつ市における連携型中高一貫教育は、平成14年度より実施され、今年度で7年目を迎えるところであります。当初中学校、高等学校の6年間を接続し、計画的、継続的な教育を通して、生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、豊かな人間性の育成とともに、基礎学力及び自己の進路を切り開く実践力や問題解決能力を身につけた

人材の育成を目指すというねらいで導入したところであります。

大湊中学校、大湊高等学校におきましては、これまでレインボー学習の名称で、両校で体験学習を取り入れたり、大湊高等学校教員による大湊中学校への乗り入れ授業、さらには郷土学習としての下北半島学など、特色ある実践を展開し、ある一定の成果を得てきたところであります。しかしながら、中学生の進路志望の多様化が進み、生徒それぞれに対応した適切な進路指導が難しくなってきたこと、また連携選抜を希望する中学生の減少傾向が著しく、過去3年間における連携選抜入学者の割合が大湊高等学校募集定員200名の約1割程度であること、さらに連携選抜合格者の学習意欲の持続などで課題が出てきていることなど、さまざまな課題が生じてきているところであります。

このような状況を踏まえまして、青森県では県立高等学校教育改革第3次計画において、特定の中学校と高等学校の間で入学選抜を行う連携型中高一貫教育について見直しを進めるとの方針を打ち出したところであります。

教育委員会といたしましては、大湊中学校、大湊高等学校はもとより、保護者及び地域住民のご理解を得ながら、今後青森県教育委員会と調整を図りつつ、より望ましい方向を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、労働安全衛生法の各学校の適用はどのような状況になっているのかとのご質問にお答えいたします。平成18年4月1日に施行された労働安全衛生法の主な改正点といたしましては、長時間労働者への医師による面接指導の実施を初めとし、安全衛生管理体制の強化などについて、11項目が示されているところであります。この中で教育現場の教職員に関連して最も注意すべき項目

は、労働者の週40時間を超える労働が1カ月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められるときは労働者の申し出を受けて、医師による面接指導を行わなければならないということでありま

す。今日の教育現場におきましては、全国的に教職員の長時間労働が問題となっており、当市の小・中学校の教職員にありましても、学習指導、生徒指導、部活動等の指導に教職員が夜遅くまで勤務せざるを得ない状況にあることを憂慮しているところであります。このため小・中学校の校長会やいろいろな会議を通して、所属職員の勤務時間が長時間とならないよう、また健康管理面の観察等にも留意するように指導してきているところであります。今後早急に学校職員安全衛生管理規定などの関連例規等を整備して、職員の安全衛生、健康管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、教職員の関係団体からも横垣議員と同様の趣旨で要望書が参っておりますことを申し添えておきたいと思

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 横垣議員のご質問の福祉行政について、福祉灯油事業の昨年度の実施結果と今後の対応について市長答弁に補足説明させていただきます。

昨年度福祉灯油事業の実施に際しましては、1世帯の助成金が5,000円ということもあり、申請による各庁舎窓口までの交通費等により、交付金の目減りが生じないようにするため、市が住民基本台帳や障害者台帳等から対象と思われる世帯に通知をして、同封した返信封筒により申請をしていただき、それを審査するという形をとりました。あわせて市政だよりへチラシを折り込むなど、市全体への周知も図りながら、各地区民生委員・児童委員協議会定例会等で事業の説明会を実施し、協力をお願いしたところであります。



実績では、市からの通知件数が4,201件、申請のあったものが3,226件、このうち交付となったものが2,790件となっております。要綱等の趣旨、交付条件等から対象者数は交付された件数の2,790件にほぼ等しいものと考えております。

対象者別では、交付された件数でひとり親世帯432件、障害者世帯440件、高齢者世帯1,918件となっており、交付額は市長答弁にありましたように、1,395万円となっております。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 情報公開についての1点目、現状と今後についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、当市の情報公開制度は、市民の公文書の開示を求める権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることを目的として、平成10年4月1日から運用しており、平成19年度末で10年を経過しております。まず、これまで何件の開示請求があったのかということについてであります。平成10年度から平成19年度までの請求件数は117件、年平均では約12件となっております。

次に、開示請求から開示等の決定に至る通知までの時間が長過ぎるのではないかというご指摘についてであります。当市の場合は各課によって取り扱いがばらばらにならないように、またふぐあいが生じないように一定の目線で判断することが大事であるとの判断のもとに、総務課を統一開示窓口として所管課と一緒に慎重に審査しているところであります。

公文書に開示することのできない情報があるか否か、特に個人情報の保護に関する情報につきましては最も配慮しなければならない点でありますので、この点についてはより慎重を期しているところであります。このほか、開示請求者の要求に

合った公文書を特定するための作業等にも時間を要している現状にありますが、特に判断等に時間を要しないものについては早急に決定し、通知することといたしております。

また、本制度におきましては、情報開示等の決定に対する不服がある場合、開示請求者を救済するための機関として、むつ市情報公開審査会を組織しておりますが、制度施行以来これまで不服申し立ての事案はございませんでした。このことは、開示等の決定に当たって個人情報の取り扱い等について慎重な判断をしていること、また決定の内容について、開示請求者へ十分説明してきていることによるものと認識いたしているところであります。

いずれにいたしましても、横垣議員ご指摘のように、開示等の決定に要する時間の短縮は、イコール市民サービスの向上に直結するものでもありますので、制度の適正な運用を前提として迅速な対応を心がけていく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 順番どおり再質問させていただきます。

まず、福祉灯油の問題であります。国の動向を見ながらとか、周りの自治体の動向を見ながら判断するという答弁でありましたが、国の動向は今現在どういうふうな形になっているか、もし知っていればお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国の動向というふうなお尋ねでございますので、ご説明をさせていただきます。

先ほど横垣議員壇上ではご否定をなされました政府与党会議、経済対策閣僚会議合同会議で8月29日に安心実現のための緊急総合対策というふう

なことが打ち出されております。その中に、物価に対する総合的判断、生活雇用支援対策という大きな項目がございます、その中にさらに小さいくり方で、物価に対する総合的対策という中に、原油食料価格等の急激な上昇の影響を強く受けている国民や地域などの生活支援のための緊急対策を講じるというくだりがあります。そして、その具体的施策の中に離島、寒冷地での生活支援や云々というふうなことがありますので、私といたしましては、この政府与党会議の緊急総合対策に非常に大きな期待を寄せているところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 今の市長の情報源は、政府与党会議の合同会議であります。例えば政府のほうに、国のほうにこの福祉灯油について問い合わせなんかしたものでしょうか、今どういうふうな形で国のほうは考えているのかというのは、そういう作業はしたものでしょうかお聞きします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県を通じての形で問い合わせ等、当然そういうふうな情報の向こうからの提供、これも国からの、また県を通じての提供でございますし、そういうふうなものについての情報のやりとり、これはあるところであります。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） つがる市では福祉灯油を昨年にも続きことしも実施するということを決定しました。それは、当然新聞に載っていますから、市長もごらんになったと思いますが、その理由として、この福島市長が、別にさっきの8月29日の合同会議を根拠とはしておりませんが、6月の政府方針に従いとかというふうに書いてあるのです。市としても前年度並みに実施したいと。6月に政府方針が出たということを受けて実施したいというふうに記事には載っている。これについては、市長、

どういうふう判断しているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） つがる市で福島市長さんが6月の政府方針に従い、市としてもというふうな、その趣旨のご発言でございますけれども、私といたしましては、一番近い8月29日の形の緊急総合対策、非常にこれを重視して、これに期待を寄せるところであります。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 福島市長は、政府の方針でもう助成をするということ、多分これ確認してこういうふうな判断をしたと思うのです。なぜむつ市もそういうふうなことをしっかりと確認しないのでしょうか。では、つがる市の福島市長は政府の、今市長は期待をしたいと、政府がまだはっきりしていない段階の答弁であります。もう福島市長ははっきり政府方針に従いと、だから助成するということを確認してこういうことを答弁していると思うのです。だから、その確認作業をしたかどうか、再度お聞きいたします。この8月29日の会議の内容ではなくて、例えば電話でしっかりと、この管轄は総務省ですね、そこに電話して確認したかどうか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この6月の部分のつがる市のご判断のその根拠というふうなもの、私ども入手しておりません。あくまでも私たちは先ほど来お話をしております8月の緊急総合経済対策という直近のもの、これに従って今非常に大きな期待を寄せているというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） ちょっと結論から言わせてもらおうのですが、国のほうはもう助成すると方針を決めています。何でそれ市長のほうで確認できなかったのでしょうか。大変遺憾なのであります。

日本共産党の北海道の交渉団、政府交渉、私たち下北地区委員会も政府交渉に行っていますが、そこで総務省がしっかり答弁しているのです。これは、7月24日、25日に政府交渉して、そこで総務省の担当者が昨年と同様助成しますと答弁しているのです。これを確認したかどうかというのは私は聞いているのです。ということは、確認していなかったということですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） とともに市民のことを考えると、その立場ではそういうふうな情報がございましたら、ただちに私どものほうに提供していただいたほうが私たちも取り組みやすいと。これは、党派を超えて、そういうことで共産党の議員団の方々が総務省に行って、そういうふうな動き、回答を得たということ、今初めて聞きました。そういう情報がございましたら、ともに横垣議員も、また私たち行政側も市民の生活のことを考えているわけですので、そういうふうな情報がありましたらお知らせをしていただければいい答弁ができたのではないかなと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） いや、これはこちらのほうに問題を投げかけられたということでもありますけれども、やはりもう少し福祉関係の方も、もうちょっと調べてもらいたかったなというふうに思います。当然こういう情報はもう得ているものだと、当然我々よりずっとプロフェッショナルな方が福祉行政に携わっているわけですから。それを期待してこういうのを私は取り上げて、いい答弁をもらえるのかなというふうに思ったのですけれども、全くもらえなかった。ですから、こういう現状ですから、市長、今わかったのなら、今の判断でもよろしいですから、昨年と同様政府はこれ助成をすともう公にしております。きちっと確認

してください、総務省に、担当者に。ですから、これについては、そういう意味ではむつ市も前向きに検討するというふうに考えてもよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 確認をいたしました。6月段階では総務省からの通知はありません。ですから、それは共産党の議員団の方々に対しての総務省の担当の方のお話であると。ですから、その段階でお話をしていただければ、今の例えば一般質問の前の段階でお伝えをしていただければ、より前向きな、もっと前向きな回答ができたのではないかなと、こういうふうに思います。

ただ、1ついい情報もあるということは昨日の段階で、総務省ではございません、関係省のところで、そういうふうな前向きな方針を固めたようであるというふうな情報だけは入っております。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 市長、あともう一声欲しいのです。そういういい方向を検討したようでありますとかということで終わらないで、では我がむつ市はどうするのかというのをやっぱり最後につけ加えてもらわないと。よろしく願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 基本は国の交付というふうなことでございますので、その交付の施行細則、そういうふうなものを見ながら、今ここでまだそれはしっかりとした確認はできておりませんので、そういうふうなところをご配慮いただければなど、こう思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） さて、次の質問に移ります。

高齢者の賃貸入居促進についてであります、これはちょっと私のほうで要望だけ述べて終わらせていただきますが、本当に今、先ほど冒頭でも言いましたように、入居制限をする、最初から入

居制限をするという、そういうアパートとかがあるというか、ふえているということを受けて、今回こういうふうに国のほうが促進法というのをつくったということです。例えば政府のほうで平成13年、ちょっと古いのですけれども、今はもっともっと悪化しているのか、緩くなっているかわかりませんが、平成13年のデータですが、これ政府のほうで発表したデータで、サンプルは570の民間賃貸住宅の経営者であります、ここで47.2%が既にもう最初から制限をかけている。例えばひとり暮らしの高齢者は拒否しますよ、これが27.9%。今、日本も外国人がふえておりますから、外国人を拒否する、23.2%、障害者も嫌ですよ、拒否しますよ、9.5%、ひとり親世帯を拒否しますよ、4.0%というふうに、最初からあなたはだめですよということを入居条件にしているということですから、これをやはり日本も解決しないと。これを解決しなくてはいけないというのは、日本も今国際社会ですから、国際条約を日本は批准しているのです、いろんな意味で人権問題となるようなことはしないと。ですから、この入居制限をするということ自体がもう人権問題になっているということで、日本という国はそれを批准しておりますから、国際条約。だから、そういうことを放置してはいけないのです。

ですから、市長、むつ市もぜひともこういうことがないように、真っ先にそれぞれ市営住宅はこういう方に配慮する形をお願いしたいし、民間のほうにも、国のほうでは、国土交通省のほうでは通達は出しています。宅地建物取引業者の団体には、日本はこういう国際人権規約を批准しているからそういうことしないようにと通達は出しているものの、当然民間ですから、やっぱりそこはきちっと受け入れるということはなかなか難しいところもありますが、とにかく市のほうは率先してこの条約を批准している国ですから、そこをしっ

かりと守るような市政であってほしいし、むつ市内でもそういう入れないという声が出ないような形の市政を追求してもらいたい。

先ほどむつ市が運営する市営住宅457戸のうち、本当に半分以上がこういう高齢者とか母子家庭、障害者が占めてきているのです。改めて感じました。これからももっとふえるというふうに私は思いますから、ぜひともそういう住宅確保要配慮者、こういう方をしっかり把握して、きちっと入居ができるような、そういう市政を目指してもらいたいと思います。これについて、市長に一言答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのとおりだと思います。先ほど壇上でもご答弁申し上げましたように、つまりこれから緑町の市営住宅、その改築計画、それ等にはやはりしっかりとした高齢者向け、そして2人暮らしとか、母子家庭とか、そういうふうな部分の配慮を当然するものであるというふうな認識をしておりますので、予算等が出ましたら、ぜひ賛成をしていただければなと、こう思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） さて、次の質問に移ります。情報公開ですが、これから迅速な対応にするという答弁だけでありまして、私が壇上で要求したのは、例えばこの書類はあしたできますよ、そのぐらいまでサービスをしてほしいのです。多分今の状況では、私も開示請求したことありますから、2週間でないといけないというイメージがありますから、2週間近くしてから、こっちもできたかなと思って電話するわけです。ところが、開示請求して、ああ、こういう書類だったらあしたできますよ、これだったら3日後にできますよと言ってくれば、3日後に行くわけです。そういうのが何もなくて、はい、わかりました、受け付けました、ただそれだけであれば、やっぱり2週間か

かるのかなと思ったりして、やっぱりそのぐらいのサービス向上はできないものかどうか。

そして、さっき言ったように、年たった12件ぐらいでしょう、1カ月1件。この1カ月1件に2週間も時間がかかるというのは、どういう仕事をしているのかなというふうに思わざるを得ない。だから、当然10年もたっているわけだから、この書類はすぐ出せる、これはちょっと個人情報に引っかかるから難しいとか、そのぐらいの判断できるような職員は、もう育成されているとは思うのです。だから、その点で、これだったらあした来てくれ、これはきょうの午後できるよとか、そのぐらいのサービスができないものか、よろしくお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 年に12件だから1カ月に1件というふうな言い方をされました。しかしながら、その1件1件をやはり大切に審査をして、そしてその部分で個人情報、そういうふうなものもしっかりと審査をした中で公開をしていくというのが行政のあり方でありますので、1カ月に1件しかないから早くできるのではないかと、そういうふうな論理はなかなか私は理解できないものであります。

ただ、できるだけ早くというふうなことは私も努めてまいります。しかし、慎重に取り扱わなければいけないさまざまな情報等があるわけでございますので、その審査を重ねて、できるだけ早く公開をします。例えばめどが立ったら何日以内だとか、一応2週間という枠の中ではありますけれども、1週間ぐらいでというふうな、受けてから審査の状況がこうですよとか、そういうふうなきめ細かいご説明はさせていただきます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） さて、次の質問に移ります。

次は、循環型社会づくりの問題であります。

市長の答弁ではコンポスト、あと減量化、水切り、こういうふうな形の対策しか示せなかったわけです。そのぐらいの対応しかできないのかなと改めて感じます。市長は、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」というパンフレットできちっと循環型社会をつくりますよ、創造しますよと書いていて、この中身の結果が今の答弁だと、ちょっと余りにも寂しい。

例えば先進地、日本もなかなか捨てた国ではなくて、本当に地域でいろんな努力をしている方がいっぱいいますね。隣の岩手県なんかはすごいと思うのだけれども、山形県も。今3億円から5億円ぐらいかければ、そういう堆肥化する施設がつくれるのです。やっぱりこういうふうな構想をむつ市も持つべきではないかなというふうに思うのです。こういうやっぱり循環型社会をつくる。

私もヒアリングしたとき思ったのが、今の職員の体制上、こういう構想を取り組むにはちょっと縦割りが激しくてできないような限界を感じました。だから、そこら辺の見直しも含めないと、一環境対策課、廃棄物対策課だけでは取り組めない問題なのです。だから、その職員の体制も変えることも視野に入れて、これはやっぱりごみだけではないですから、そのつくった堆肥を、ではどう使うかという、そこら辺も考えなくてはいけないから、そこは廃棄物対策課だけではちょっと無理ですよ。農業者とも接点を持たなくてはいけない。そうすると農林畜産課となって、もう今の縦割り行政ではちょっと難しい、そういうプロジェクトになっているけれども、やっぱりこういう問題には取り組まなくてはいけない時代になっているというふうに思います。

それから、そういう方向性自体も今の時点で出せないのどうか、ちょっとその市長の考え方。さっきの答弁、水切りを進めてコンポストをお願いして減量化する、これだけの答弁だと、ではこ

のままですっていくのですか、むつ市は。岩手県はどんどんやる、山形県でもどんどんやっていく、ほかの自治体がこういうのを取り組んでいる。むつ市だけがいつまでも水切りとコンポスト。このままでいくのですか、市長。そこの大きな考え方をちょっとお聞きしたい。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 基本的な生活の中で水切りをしましょうというお話を、ずっとこれやっていこうというふうなことはありません。しかし、私はやはり循環型社会ということは、横垣議員と気持ちは同じでございます。さまざまな今プラントで、例えば食品何とか法で、リサイクル法でしたか、その中にお弁当で残ったもの、それからレストラン、ホテル、食堂、そういうところでの食品、食べ残し、そういうふうなものをプラントを1つ用意して、そしてそれを堆肥化しようというふうな動きも現実にあります。しかしながら、なかなかその部分において、非常にコストがかかると、なかなか手を出せないでいるというふうな部分もあります。でもやはり目指すところは、この資源のない国でありますので、循環型社会というのは大きなテーマでありますし、それを目指していくというのは長期総合計画の中にも書かれているとおりでありますので、さまざまご提言をいただければ、できるものはできる、できないものはできない。しかしながら、基本はまず台所で水切りからやりましょうというふうなお話をさせていただいたわけでございますので、ご理解できるものと思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） ぜひともこの3億円から5億円、やはりこういうお金はもうただの箱物というふうなものに使う、そういう億というお金ではないです。これは、どんどんその地域をよくしていく、そういうことに使える3億円とか5億円とい

うお金ですから。これは、本当に今合併して、それこそ合併特例債も有利に使える、そういう状況でもある。そういう合併特例債なんかはやっぱりこういうのに使って、もしかしたらこれで雇用がふえるかもしれないのです、市長。農業者がこれでまた元気づくかもしれない。そういうふうな事業になりますから、ただ水切りとコンポスト、これが今年度で終わってくれればいいけれども、これで10年も20年もいくのであれば、ちょっと余りにも寂しい循環型社会づくりですね。そういうことを申し上げて次の質問に移りたいと思います。

さて、最後の教育行政についてであります。中高一貫教育についてであります。私も一夜漬けのわか勉強で頭に詰め込んできたのでありますが、この中高一貫教育、いろいろ考えると、結局進学校ではないけれども、とにかくそういうふうなエリート校をつくるというきっかけがあるのかなと、そういう目的があるのかなというのを何か感じました。

一番最初に導入したのが宮崎県の五ヶ瀬中学校、高校とかということで、これが1994年に最初につくられた中高一貫教育みたいです。これが結局全県からそこに集めるということで取り組んで、かなりハイレベルの教育をして、教員の配置もすごいのです。教員1人当たり5.5人、一般の他の県立高校は8.7人だから、かなり先生も多く配置して、そして取り組んで、かなりハイレベルの中高一貫教育をやっているということで、やっぱりこういう形とか環境が整わないところではなかなか難しいものかなというふうに思いました。これ私の考えですが。そういう意味では、何か今の大湊中・高でやられている中高一貫は、この宮崎県とはちょっと余りにも比較するのはかわいそうかなというふうな形の現状を聞くものですから、今第3次計画で見直しということで、やっぱりこういう状況であれば、終止符を打つというの

も一つの考えかなというふうに私は思うのですが、そこら辺のご答弁を再度お願いします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） お答えいたします。

1994年の宮崎県の実業学校のお話をされましたが、平成に直しますと、平成6年だろうと思うわけでございます。それ以前に公立の学校、県立、あるいは都立等々の学校が、難関大学に入る率が非常に停滞してきたというふうな全国的な学力低下の話がございまして、一方的に私立の高等学校にすべてを奪われてしまうというふうな国民的、公立学校に対する風当たりが強かったわけでございます。そういうことでやはり盛り返的な感じで中高一貫教育を導入したのだらうと、このように私も認識しているわけでございます。

やはり中高一貫校におきまして、2通りございまして、今のように併設型、要するに中学校を終わった者は、すべてその高等学校に行き、要するに一致型、一体型の学校であればいいわけでございますが、私どもやっておりますのは、連携型というふうなことでございまして、要するに中学校は設置者がむつ市立、大湊高等学校は県立というふうなことで、設置者が違う中での連携ということでございますから、先ほどありましたようなこととはまた若干違う、非常に強力な連携がなければうまくいかないというのが実態だと思っております。

その連携をやっている学校は、日本全国で現在73校ございます。それもまたいろいろなタイプがございまして、どちらかというと中山間的な、あるいはまた離島の、あるいはまた小さな村、町の中で中学校1つ、高等学校1つというふうな、非常にやりやすいやり方が一つあるわけでございます。私どものところは都市型、一応むつ市でございますから、市部でございます。それが12校ございます。73校中12校ということでございまして、

それが隣接校、中学校と高等学校が比較的近い学校というふうなことでございます。先ほど演壇からもご答弁申し上げましたが、最近大湊中学校の生徒たちも在校生がすべて大湊高等学校に行くのではなくて、やはりこれは選択の自由でございますから、それ以外の市内の高等学校、あるいはまた他の県内の高等学校へ行くというふうなことでございます。中学校自体の在籍数が少なくなって、加えてまた多様化するというふうなことでございますので、名前は非常にいいわけでございますが、実態的には先ほど申しましたように、大湊高校が1学年200名に対して20名程度しか行かないというふうなことでございます。なかなか我々が望んでいるような発展的になっていかないという点で、そういう意味で一応教育改革会議の中にその検討事項ということで取り入れていただいたわけでございます。その結論が9月1日に発表され見直しをかけるというふうな話をいただきました。そういうことで、私どもも県教育委員会と早速会議を、打ち合わせを持ちまして、これからもまた大湊中学校、大湊高等学校のこれまでの検証を踏まえながら、ひとつ早急にある程度の結論を出して、そしてそのうえで立つてむつ市の教育委員会の中でまた審議し、そしてまた市内の小・中学校の校長会、あるいはまた保護者を含めた地域住民に対して説明会を開きながら、早目に結論を出していきたいものだと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 私は、やっぱり余りいい話を聞かないし、実際新聞によると、何か2002年度は52人が連携のほうを選択したみたいだけれども、だんだん数が少なくなって、2006年度が19人しか希望しなかった。2007年度、去年はちょっと持ち直して25人が希望した。先ほど言ったように、

200名のうち1割程度しか希望しないということで、それこそ優秀な生徒は田名部高等学校に行ってしまうというふうなことで、なかなか親御さんも苦労されているのかなというふうに思う、そういうコースになってしまっています。

やっぱり中高一貫というのは、それこそ環境もしっかり整わないとだめなのかなというふうに思いました。先生の配置、そしてまた環境で、それがちょっと今のところ県の支援も残念ながら少なかったかなというふうに、ただやれ、やれということで投げただけで、財政支援も何もなかったということの結果かなというふうに思います。県がそういうふうな姿勢であるならば、やっぱりこっちもそれなりに早くけじめをつけたほうがいいかなということをご提案して、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新谷 功議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷功議員の登壇を求めます。12番新谷功議員。

（12番 新谷 功議員登壇）

○12番（新谷 功） おはようございます。むつ下北の短い夏も終わり、秋風がほおをなでる季節になってまいりました。

国政の場においては、9月1日午後9時半、福田内閣総理大臣の突然の辞任表明には、ただただ驚くばかりでございました。さわやかな秋風とは

いかず、大型ハリケーンが日本列島を襲ったのであります。昨年の安倍総理大臣の辞任後1年もたたない中でのこの事件は、日本国じゅうを第2波の衝撃波となって襲ったのであります。9月22日ごろに予定されている総裁選の行方を注目いたしたいと思うのであります。

さて、今定例会は懐かしい議場に帰ってまいりました。考えてみますれば、この議場での最後の議会は平成17年3月7日のむつ市議会第183回定例会がラスト議会でありました。本日をもって3年6カ月と5日でございます。ラスト議会の当日、議員各位が自席でポーズをとっておりました写真を見て、つくづく懐かしく思われます。きょうは、議長の特別のお許しを得まして、私そのときの写真を持ってまいりました。皆さんにご紹介いたしたいと思います。

大先輩であります木村亀治先生の威風堂々たるお姿を拝見し、懐かしく、大先輩からかわいがられ、いろいろご教導を得ましたことを考え、感慨にふけておる次第でございます。木村亀治先生と申し上げますと、本日20番の川端澄男議員とは、特に親しく、私もそういう中で親しくさせていただいたわけでございます。小林正議員、川下八十美議員、佐々木肇議員、菊池一郎議員、石田勝弘議員の各位がこの場におらないことに大変寂しいものを感じる次第でございます。

このときの議長が現市長の宮下順一郎氏でありました。先日9月3日の東奥日報朝刊に、村中徹也議長、宮下順一郎市長のコメントが載っておりました。村中議長は、「いいね、全体が見渡せて議論がしやすい」、宮下市長は、「議員初当選のとき、議長時代、物故した先輩方を思い出し、感きわまりました」としつつ、「車いすが入れず、障害のある人には厳しい」とバリアフリーを目指す庁舎移転に思いを強くしていたというコメントが載っておりました。村中議長には、議会におい



て議員各位が活発な議論がしやすい環境をこれまで以上につくっていただくようお願いを申し上げておきたいと思えます。

宮下市長のコメントには、まさしく我が意を得たと感じております。議員初当選を思い出し、議長時代のさまざまな出来事を思い出し、また物故した先輩議員に思いをはせ、感きわまりましたと述べられておりました。市長におかれましては、これから長く続くと思われまます市政運営に当たって、その優しさ、思いやりの心を忘れることなく市政運営に邁進することを念じる次第でございます。

この夏中国で初めて開催されました第29回オリンピック北京大会は、24日閉会式があり、17日間の幕を閉じました。大会には204の国、地域が参加して、28競技302種目で競い合いました。金メダル獲得数は、中国が同国史上最多の51個で初めて1位となりました。米国は36個で2位でした。日本の金メダルは9個で、過去最多対だった前回より7個減らしました。銀メダルは6個、銅メダルは10個で、総メダル数は25個、過去最多の前回より21個減で、金メダル2けた、メダル数30個以上の目標に届かなかったのであります。しかし、その中で青森県出身の選手の活躍が目覚ましく、特に八戸市の伊調姉妹の金、銀、女子ソフトボールの総監督、弘前出身の斎藤春香監督の活躍等、青森県民にとっては大変うれしく誇りに思っております。大間町出身、柔道の泉選手、五所川原市出身の福土加代子選手には、次のロンドン大会では屈辱を晴らしてほしいと願うのであります。

現在は、北京パラリンピックが開催されており、むつ市川内町出身の東峻選手が男子シッティングバレーボールに出場いたします。東選手は、平成15年大湊高等学校を卒業しております。障害というハンディを乗り越え、競技する選手の方々から、また見ている私たちに勇気と希望と感動を与えて

くれております。東選手のご健闘を心からお祈りいたします。

さらに、同じ大湊高等学校現在3年生、岸本鷹幸君が平成20年全国高等学校総合体育大会陸上400メートルハードルで見事全国優勝をなし遂げました。この競技は、短距離競走では最も過酷であり、スピードと体力が要求される競技であり、50秒64というタイムは、インターハイ高校歴代7位という快挙であり、岸本君の日々の努力のたまものであり、その結果に心より敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

翌日のデーリー東北の新聞には、「下北の鷹が全国の頂きに舞い降りた」、東奥日報でも、それぞれ岸本君のご健闘をお祝いして紙面を大きく飾っていただきました。さらに、一生懸命サポートしてくれた両親への感謝の気持ちに心打たれるものがあります。最近、紙面を開くと、少年少女が自分の両親を殺害するという痛ましい事件報道ばかりでしたが、岸本君の両親への感謝する気持ちを聞いて、心が救われる思いになりました。岸本君には、4年後にイギリスのロンドンで開催されますオリンピックを目指して頑張してほしいと思えます。

市役所正面玄関左側に大きな垂れ幕が2本下がっております。両選手の栄誉をたたえております。こういう配慮は大変ありがたく、両選手のみならず、多くの市民に感動と夢と勇気を与えてくれます。今後ともスポーツ選手に限らず、各分野で活躍する市民の皆様にも温かいご配慮を、市長並びに関係者各位をお願いを申し上げておきたいと思えます。

さて、私はむつ市議会議員選挙に初当選以来今日まで21年余、市政一般について壇上より一般質問をさせていただいてまいりました。私は、その中で教育行政にかかわる教職員問題等については自分なりにタブー視してまいりました。なぜなら

ばと申しますと、神聖なる場所に足を踏み入れることにためらいがあったのであります。教師という職業、さらにはその人に自分なりに尊敬心を抱いてきたことに尽きるのであります。

今日まで教職員の採用、昇任にかかわることは、幾度となく耳にしてまいりました。しかし、この3カ月間、大分県の教員採用試験の問題が連日マスコミ紙上をにぎわし、その内容が明るみになるに従って、こんなことが現実にあるのか、あるいは大分県の教育界がこんなにも墮落しているのかと大きなショックを受けたのであります。このことは、教育界のみならず、地方公務員の採用試験のたびにとかくうわさが絶えないのであります。私は、この件に関しましては、むつ市の教育委員会委員長の答弁には限界があるかと思いますが、何とぞ私の趣旨をご理解のうえ、ご答弁をお願いいたします。

教育行政については、教育委員会所管の事項でございますが、答弁をあえて市長に求めました。市長自身宮下塾を開設し、むつ下北の児童・生徒に塾を通して教育をし、確固たる教育理念を持っておられる方でございます。それゆえにこの事件に関し、特にご所見を聞かせていただければ幸いです。

宮下市長といえは、おじ様高松一郎先生は、長く教師を務められ、むつ市、下北郡の教育界の重鎮でありました。退職後は、むつ市教育委員会教育長を5年余務められ、むつ市、下北郡の教育界に大きな功績を残した方でありました。私は、何度となくお邪魔をいたし、お茶をごちそうになり、お話をお聞きしたところであります。あるときは毅然とし、あるときは気さくに、まさに確固不拔の精神で児童・生徒の教育に専念し、私は心から尊敬しているところであります。いわゆる教育一家の環境のもとで育ってまいりました市長でございますので、重ねてこの件に関しましてのご所見

を賜りたいと思う次第でございます。

思い起こせば2006年に発覚した福岡市の不正では、いずれも地元の教育大OBである元市教員幹部から元校長を通じて卒業生や在学生の受験者に採用試験の問題、内容が事前に漏れたという報道を思い出しました。私は、このことはゆがんだ身内意識がこの不正の土壌でなかったのかと思うのであります。

昇任試験対策でも、地元対策でも、地元大学のOBらが勉強会を主催することが多いと伺っております。私は、このことが本来の目的に向かって、しかも純粋な目的で行うのであれば一向に構わないことと思うのであります。事前勉強会、事前講習会は、試験に向かっての準備だと思っておりますから、よろしいのではないかと思っております。要はその講習会の中身が問題だと思っております。このことは、昇任試験対策でも言えるのではないかと思うのであります。地元大学のOBらが勉強会と銘打って主催することが多いと伺っております。さきに述べたとおり、その勉強会の中身の問題だと思っております。優秀な人材は、登用されるべきだが、人事にまで影響力を持つ学閥の弊害があってはならないと思うのであります。教員採用の決定過程の透明性確保が不正防止に欠かせない要件だと思っております。大分県の事件を機に、採用基準の公表に踏み切る自治体がふえてきましたが、一部の自治体はまだ公表を渋っております。採用試験は自治体の仕事だが、私は今後国も指導していくべきではないかと思うのであります。

8月24日、大分県教育委員会の汚職事件では、教員採用試験の不正で教育委員会事務局の現、元幹部3人と小学校長、教頭が6月から7月にかけて逮捕、起訴され、昇任試験の不正で小学校長、教頭の3人が先月15日に書類送検されました。さらに現職の事務局ナンバーツーも採用や昇任での

不正の関与を指摘されております。組織ぐるみの戦後最大の教育汚職だと私は思うのであります。採用試験や昇任試験の実務が1人に集中し、しかも採用依頼の口ききが常習化していた中で、金銭、あるいは商品券の授受がリンクしたことが大分県の事件の特徴と言えるのではないかと思うのであります。

ここまでの大事件にはならなくとも、教員採用をめぐる不正は全国でも後を絶たないと耳にしております。専門家によりますと、その原因として、教師の世界の閉鎖性を指摘する専門家がいます。その方々いわくには、地方の公立小・中学校では、地元国立大の教員養成学部OBが教師の半分を占めることが多い、教員の子が教員になり、教育世襲制という言葉まであるほどだと指摘しております。良質な教師を安定供給する役割を担ってきただけに、一概に責めるべきではないが、長年続くこうした関係が学部と教育委員会事務局とのなれ合いを生んでいると私は思うのであります。

私は、こうした構図は、何も教員の世界ばかりとは思っておりません。私は、このような事件が起きないようにするためには、受験者の成績や採用基準などの情報開示を定着させ、情実の入る余地をなくすることが大事だと思うのであります。今後このような問題があれば、訴訟に発展するおそれが生じてくることも予想されるのであります。訴訟のリスクに耐え得る公開された試験制度の確立こそが不正の防止策だと思われます。いかがなものでしょうか。

福岡市では、試験問題の漏えい事件を受けて、問題の作成、管理などについて不正防止策ができたと同っております。市教育委員会の部長級も地元の教育大OBから入れかえ、情実採用人事ができないように改善しています。大分県も採用試験の採点を県人事委員会に委託し、模範回答や配点も公開するようになったと同っております。この

ような事件は残念だが、教員採用試験のあり方について、全国に改善を促すきっかけになったと同向きに考えたいと思うのであります。いかがなものでしょうか。

さて、むつ市議会第197回定例会に当たり、当市における諸問題について、通告の順に従いましてお伺いいたしたいと存じます。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、よろしくご答弁くださるようお願いいたします。

まず最初に一般行政についてであります。今マスコミ報道によりますと、大分県教職員採用問題が連日大きく報道されております。採用までの決定過程の不透明さが強く指摘されております。そこで、市職員の採用について、次の3項目について順次お伺いいたしたいと存じます。

1点目、市職員の採用について、募集から採用までのシステムを示していただきたいと思います。

2点目、過去5年間の受験者数、採用者数、1次試験、2次試験の合格者数及びそのときの倍率はどのくらいあったのか。

3点目、市職員の採用に当たって、これまでの問題点、課題、また今後の取り組みについて伺っておきたいと存じます。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

1点目、小・中学校の教職員の採用について、募集から採用までのシステムを示していただきたいと思います。

2点目、過去5年間の受験者数、採用者数、1次試験、2次試験の合格者数及びそのときの倍率はどのくらいだったのか。

3点目、募集から採用試験合否決定までのむつ市教育委員会のかかわりはどのようになっておられるのか。

4点目、小・中学校の教職員の募集から採用試験合否決定に当たっての問題点、課題、また今後

の取り組みについてどのようなお考えをお持ちなのか。

5点目、校長、教頭、教務主任の昇任について、どのようなお考えなのか伺いたいと存じます。

以上で私の壇上からの質問を終わらせていただきます。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、ご答弁のほどよろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員のご質問にお答えいたします。

まず、一般行政についての市職員の採用関連のご質問にお答えいたします。職員の採用に当たっては、退職者一部不補充を原則としながら、採用年度の事務事業量、財政状況、退職者数等を総合的に勘案し、採用人数を決定いたしております。また、年齢要件に関しましては、51歳以上の職員が311名と全職員の約48%を占めるという極めていびつな年齢構成を是正すべく職員全体の年齢構成を分析したうえで、年齢構成率の低いおおむね30歳までを上限といたしております。

採用試験の実施内容は、第1次試験におきましては、公務員としての知識や教養、事務処理能力、職場への適応性を数値で判断できるものとしており、試験問題につきましては、問題の提供から採点までを内閣府の所管団体であります財団法人日本人事試験研究センターに委託しております。

第2次試験におきましては、受験者の人柄を判断するものとして、個別面接、作文及び健康診断を課しております。

受験者の募集につきましては、市のホームページ及び市政だよりに掲載しておりますほか、市内の高等学校に募集要項を送付し、周知の徹底を図っております。

また、受験者数、合格者数等の詳細につきましては、担当部長から説明いたしますが、ご存じのように、平成17年3月に制定いたしましたむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、毎年9月に市政だよりにおいて公表いたしております。

職員採用に当たっての問題点、課題ということにつきましては、財政状況に伴う採用枠の少なさや専門職への応募者の少なさ等がありますものの、毎年たくさんの優秀な若い方々の応募があり、選考に窮しているところであります。いずれにいたしましても、職員採用試験実施及び採用決定に当たっては、公明正大に行われなくてはならないことはもちろんであります。新谷功議員がご懸念されておられますように、昨今報道等で全国を震撼させた教員採用試験のような不祥事があるとはならないものと改めて肝に銘じているところであります。

次の2点目の教育行政につきましては、教育委員会の所管事項でありますので、教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 新谷功議員のご質問にお答えいたします。

まず、公立小・中学校の教職員に対する市及び県の教育委員会の職務権限について申し上げます。私どものような市町村の教育委員会は、所属する教職員のサービスの監督、指導、助言、県教育委員会に内申する権限はありますものの、教諭、事務職員、栄養士等の教職員の採用、校長、教頭、事務長への昇任等の任命、分限あるいは懲戒処分、罷免権は都道府県教育委員会の権限に属するものであります。

ご質問の教職員の募集、採用、採用試験はもとより、合否決定に係ることは、市町村教育委員会

の権限外のこととなっているところでございます。

ご質問の校長、教頭等の昇任については、当該職員のサービスの状況等について、校長の意見を参考にしながら、県教育委員会に内申することになっておりますが、あくまでも最終的な決定は県教育委員会が行うこととなっております。

次に、教務主任の任命についてであります。むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則によりまして、当該学校の教諭の中から校長が命じ、子ども教育委員会に報告することになっており、子どももまた子ども教育委員会から県へ報告するという手順となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、過去5年間の受験者数等につきましては、教育部長から説明させることといたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 職員採用試験関連のご質問についての2点目、過去5年間の受験者数などにつきまして、年度ごとにご説明をさせていただきます。なお、採用は上級と初級に分けて行っておりますが、受験者数、採用者数は、その合計数であること及び平成15年度及び平成16年度につきましては、旧むつ市の状況でございますので、あらかじめご了承をいただきたいと存じます。

まず、平成15年度であります。受験者数は100名で、うち1次試験合格者数が18名、このうち2次試験合格者数及び採用者数は5名、競争率は20倍でありました。平成16年度は、受験者数が136名で、うち1次試験合格者数が19名、このうち2次試験合格者数及び採用者数が9名、競争率は15.1倍でありました。

平成17年度は、受験者数が187名で、うち1次試験合格者数が28名、このうち2次試験合格者数及び採用者数が16名、競争倍率は11.7倍でありました。

平成18年度は、受験者数が152名で、うち1次試験合格者数が29名、このうち2次試験合格者数及び採用者数は12名、競争倍率は12.7倍でありました。

平成19年度につきましては、受験者数が162名で、うち1次試験合格者数が28名、このうち2次試験合格者数及び採用者数が12名、競争倍率は13.5倍でありました。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 教育長答弁に補足説明させていただきます。

過去5年間の受験者数、採用者数、1次試験、2次試験の合格者数及びそのときの倍率というふうなことでございますが、現在青森県が公表しております数値は、平成19年度採用試験から平成21年度採用試験までの数値でありますので、それでご了承いただきたいと存じます。

数値は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員並びに養護教諭の合計で申し上げます。

まず、平成19年度採用試験でございます。受験者数は2,322人、第1次試験の合格者数は461人、このときの倍率は5倍となっております。第2次試験の合格者数は182人、最終倍率は12.8倍でございます。

平成20年度採用試験についてでございます。受験者数は2,265人、第1次試験合格者数は386人、このときの倍率は5.9倍でございます。2次試験合格者数は139人で、最終倍率は16.3倍となっております。

平成21年度採用試験でございますけれども、受験者数は2,179人、第1次試験合格者数は361人で、倍率は6倍というふうなことでございます。現在第2次試験が今後なされる見通しでありますので、採用見込み人数に対する倍率を申し上げたい

と思います。採用の見込み人員が150人となっておりますので、これに対する倍率は14.5倍というふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（新谷 功） ありがとうございます。

一般行政のほうなのですけれども、市の職員の採用に当たっては、公平公正にとり行っておりますということで、よくわかりました。とかく市長、市民の側から見れば、市役所の試験を受けるということは、コネがなければだめだとか、もう既に有能な受験者も入り口まで行って戸をあけることなく帰ってくるやのそういうお話も伺っておりますので、どうぞこの点においては、市長におかれましては、大分県の事件ではございませんけれども、それなりに公平公正な採用に努めていただきたいと、このように思います。よろしくお願いたします。

そこで、ちょっと議長のお許しを得て、質問の要旨、ちょっと変えたいと思いますけれども。それはどういうことかといいますと、市の職員の定数あるいは臨時職員のことをお聞きしたいと思っておりますけれども、議長、よろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 関連する質問であれば許可いたします。ただし、答弁者の答弁は保障いたしません。

○12番（新谷 功） それでは、議長のお許しを得ましたので、関連質問をさせていただきます。

先ほど市長は、51歳以上の職員が311名、市の職員の48%を占めていると。これは大変いびつな構造ですよね。どんどんこれから、去年からですが、団塊の世代が退職しておるわけでございますが、しからば今現在のむつ市の職員数は何人でしょうか。法定の職員数、例えば本庁舎、大畑庁舎、川内庁舎、脇野沢庁舎に職員が何人配置されているか。あるいは臨時職員は全体で何名でもって、

本庁舎、大畑庁舎、川内庁舎、脇野沢庁舎ということでお知らせいただければ幸いです。

それから、教育行政、この問題は今教育長の説明で、むつ市の教育委員会としては権限外であると、そのようなことを伺って、私もその分は少しはそう感じておったのですけれども、こんなにも関与がないのかなという思いで、そうであるからこそこういう問題が発生するのではないかと、これは一つの考え方でありましてすけれども。

牧野教育長は、八戸高校のときには大変な教育実績といたしますか、大きな業績を残してきた方あります。私は、よく存じております。本当に教育に関しては長年の経験と高い教育理念を持ってきた方でございますので、教育長もこの問題でいろいろ関心を持っていると思います。

そこで、先日9月8日でしたか、午後7時半からNHKの「クローズアップ現代」で大分県の教職員問題を全国放送で大きく取り上げました。その番組を牧野教育長は見ておったかどうか。もし見ておたら、そのご感想をお聞かせしてもらえれば幸いです。よろしくお願いたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 市の職員数ということでございますけれども、4月1日現在638名ということになっております。下北地域広域行政事務組合あるいは下北医療センターに職員を派遣しておりますけれども、それを入れますと650名ということになっております。

それぞれの庁舎ごとの人数でございますけれども、川内庁舎が43名、大畑庁舎が44名、脇野沢庁舎が29名、本庁522名となっております。

臨時職員の数でございますけれども、臨時職員もそれぞれ種類があるわけでございますけれども、大分類では3分類ということで、特別職の非常勤職員、一般職の非常勤職員、臨時的任用職員というふうに大きく3分類されるわけございま

す。市役所全体といたしましては、4月現在で246名を任用してございます。このうちフルタイムの臨時職員ということになりますと146名ということで、その他の方々は短期的な臨時あるいはパート的な採用というふうなことでございまして、分野別では一般行政部門が131名、教育部門が106名、公営企業部門が9名という人数となっております。

以上です。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） 9月8日の「クローズアップ現代」を見たかどうか、見たら感想というふうなことでございます。私も毎週すべてを見ているわけではございませんが、たまたまその9月8日は見る機会がございまして、まさしく私ども身につまされる話題でございまして、見たわけでございます。たしか国谷さんが司会をされまして、尾木先生がゲストというふうな関係だったと思っております。

ポイントだけ、私感じたことだけ申し上げさせていただきたいと思っております。やはり教育委員会というのは、例えば私どもであれば市長部局から独立しているとか、あるいはまた県教育委員会であれば知事部局から独立しているということで、独立した行政委員会になるわけございまして、どちらかという外部の風が入りにくい環境の中にあるというふうなことでございます。

その構成するメンバーと申しますと、昔先生をやったとか、あるいは校長先生をやったとかというふうなことで、同族的な感じのする比較的同じ経歴を歩んだ方々の職場になりがちな傾向があるだろうと私は思っているわけでございます。そうしますと、やはり公正公平という原則を果たさなければ、ややもしますとなれ合い、つながりというふうなことが出てしまう温床になっていたのかなという感じがするわけでございます。どうい

場面でありまして、教員にかかわることでも、すべてのことでございますけれども、その人の人生をかけた勝負するところで、それがあという形で歪曲されていく、ねじ曲げられていくというふうなことは、どんな言葉をもってしても、これはもう弁解のできる余地のないことだと私は思っているわけでございます。

そういうことで、透明性ということがきちっと確保されていかないと、これからどの分野におきましても行政面では世の中から、国民から信頼されていかないものだと、このように強く感じておりまして、私どもは改めて権限はいろいろ違いますが、学校教育のみならず、社会教育、スポーツ、文化にかかわって、すべての分野においてやはり公平であること、公正であること、そしてまた正しいことがきちっと通る、そういう行政に努めていかなければならないということを意を新たにしたところでございます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（新谷 功） 一般行政のほうで職員数は何人かと。わかりました。

そこで、市長、職員は今部長の答弁によって638名ですか。

実は市長、私いつも思うのですけれども、例えば今ここ数年前から指定管理者制度を多く導入してきているわけでございます。私はこれ1つは経費削減と、これが大きなことだと思うのですけれども、単純に考えてみますれば、指定管理者制度を行えば、その分余剰職員が出るのではないかなと、こう思うわけでございます。これは、どなたも普通であればそう思うと思いますけれども、それにもかかわらず、こういう話があるのです。杉山前市長のときに私は、今のごみ処理センター、アックス・グリーンに委託する前に市の職員がすべてやっておったのです。それをアックス・グリーンに委託すれば、あのときで10人ぐらいの編成

であったと思いますけれども、総務の方が1人が2人でもって、あとの職員が引き揚げてしまって、その分が浮くのだと。それから何年たっても、依然としてそうではないかと、これはどういうことなのかなと。それはアックス・グリーンばかりでなく、今の野球場でも陸上競技場でも早掛でも、いろいろ川内のほうの施設、大畑のほうの施設と思うのですけれども、依然としてはそうではないのはなぜなのかなという素朴な疑問を持っているのですから、その点についてひとつご答弁のほどをお願いいたしたいと思います。

それから、もう一つ、今の臨時職員、私これは否定するものではないです。これが適正な人数かどうか私わかりません。その辺も131名ですか、この点について、私は多い、少ないというのは、ちょっと多いかなという思いはするけれども、この人数を確保しているそれなりの理由があったらお聞かせ願いたいと思います。

一般行政のほうはそのくらいにして、次に教育行政のほうです。牧野教育長は、本当に現場のほうも長く、牧野教育長は青森県教育庁の学務課のほうにも勤務されておまして、現場のほうにも精通しているし、私は行政のほうにも牧野教育長は精通しておられる方だなと、このように認識しておるわけでございます。だから、いろんなことは教育長はわかっていると思います。ただ、立場上いろいろ私はよく今の教育長の答弁を聞いて理解しております。

そういうことも含めて、牧野教育長、この大分県の事件は、最終的な結果が9月8日に出了たよね。大分県の教職員採用は07年度、08年度のこの2年間にわたって、その不正が行われてきているのではないかと。そうすれば、その受験者はおおむね80人ちょっと超えるのですよね。だから、この問題が起きたときは、おおむねそれを精査すれば、40人ぐらいがふるいにかけられる。言葉が

適当でないかもしれないけれども、ふるいにかけられると、このようなことで説明が進んだわけですが、ところが07年度のほうは資料がないと。08年度のほうの資料というのは、パソコンに入っている資料でもって判断したのですよね。大変私これもいささかどうなのかなと、こう思っているのですけれども。

それで、最後の8日のマスコミ報道によれば、20人、21人ですよ、1名はもう早くやめたから。5日まで退職するか、現場の臨時講師やるか選べと、踏み絵踏まされたわけなのですよね。ところが、もし講師でもよかったら、それは申し入れによって採用すると。通常の講師でなく、常時出勤するような、そういう待遇を与えると、こういうふうなわけです。この件でもって私よく見れば、当初口ききをした方々は、大学の教授から県議会議員、あるいはその他の方々から口ききがあったと、こう言っておったわけです。でも教育委員会のほうで聞き取り調査したら、大学の教授は、私はリストを挙げたと。リストはやったけれども、別に採用はお願いしているわけではないとか、それから県議会議員の先生、あるいは代議士、あるいは代議士の秘書、皆さんがそうなのです。それならそれでも結構でしょう。ところが、今の07年度の方は不問に付してパソコンのデータがない、08年はパソコンのデータをもとにしてやったと。これは、私は本当に残念なことだなと。受験者はそれなりに高い教育理念を持って受験して、子供のために教育してやると。それが自分たちが納得できないままに退職させられたりするので。

8日の朝日新聞には、見出しでこう書いているのです。「私は悪くない、これはトカゲのしっぽ切りだ」と。「県教委の不満募る」と。そしてある受験者は、先生です。家族、親がしゃべったのではないかと、そういう思いで、両親のもと、自分も出席して教育委員会の方に来てもらって問い



ただしたところ、両親は何もお願いしていないと、自分もお願いしていないと。だれがお願いしたのかと。自分の知らないところで運命が狂わされてしまったと。まことにこれはゆゆしき問題だと思うのです。志を持って、それについて、ましてや教壇に立って、こういう納得ができない処罰といえますか、これはあってはならないことだと思うのですけれども、そういうことも含めて、どうぞ牧野教育長の思い、立場がございましょうけれども、思いをお聞かせ願いたいと思います。

また、できれば市長からも、もし思いがあったらお聞かせ願えれば幸いです。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、指定管理者制度によって人件費が、また人数がというふうな、人数のほうのお話でございましたけれども、さまざまな施設が今指定管理者制度にのっとりまして指定管理をしていただいていると。その中で人数も確実に、そしてさらに大きなことは人件費の部分で削減効果が非常に出てきているというふうに私は認識しております。

また、臨時職員のほうの人数が適正かというふうなお尋ねのご趣旨でございますけれども、平成19年度では40名を超える退職者、そして採用が12名だったでしょうか。そういうような形で、団塊の世代の方々の退職によって、知識、経験、識見、技術、そういうふうなこれまで30年以上積み重ねてきた職員が退職をしていると。退職の時期であると。それを埋めるためにも人数を本当はふやしたいのですけれども、壇上でお答えしましたように、財政状況の部分で一部不補充という体制をとっております、そういう経験、識見、そういうふうなものを1人で埋めることもなかなかできません。ならば、やはりその部分でサポートする臨時職員でご理解をいただけるのではないかなと、こんな思いを今いたしております。

そういうことで、例えば学卒22歳、23歳というふうな形の制限ではなくて、よりバランスのいい採用をしていかなければいけないというふうな思いから、年齢を30歳程度ということで上げて、今非常に頭でっかちの形です、職員の年齢構成が。それを将来20年、30年後に非常にまたその部分で組織の活力の問題、組織の運営の問題、そういうふうなことも総合的に勘案していかなければいけない時期にも来ているのかなと、こんな思いをしております。しかしながら、財政再建を確実にしていくためには一部不補充という手法をとらざるを得ない。そのためのまた臨時職員の採用。また、一方では臨時職員という形でさまざまな部分でその経済的な部分、その下支えにもなっているということもご理解はいただけるものだと、こういうふうに思います。

教育問題につきましては、ちょっとご遠慮させていただきたい。ただ、残念な事件であるというふうなことだけでございます。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいま大分県のお話ということでございます。私がコメントする立場にないことなのでございますが、報道についての私の考え方といたしまして、印象を述べさせていただきたいと思っております。

ことしの春に採用された方がああいう措置をとられて、では去年はどうだったのかというふうなことになるわけでございますが、しかしこれは本当に、ではその前はどうかというふうなことで、切りのない遡及といえますか、さかのぼってしまうというふうなことであります。やはりそれだけに教育というのは後ろに単なる採用、不採用という問題でなくて、常に子供があり、後ろに保護者があるのだと、地域住民があるということを考えますと、こういう不正というのは本当にはかり知れない重大な影響を与えるものだとということをつ

くづく感じているわけでございます。

さらにまた私は、今いる他の大部分の先生方はそういうことはないはずだと思っておりますけれども、やはりそういう目で自分の教えている子供たちとか保護者、あるいはまた地域住民から見られることへの一つの教育のやりにくさを相当日々感じているのではないかなというふうに思っているわけでございます。本当に教育の損失そのものであるというふうな、根本から覆されるものであるというふうに思っているわけでございます。

やはり教育というのは、人と人のつながりであるわけでございますから、教え、教わる側は先生を信頼し、あるいはまた尊敬して、教えるほうは子供の成長といいましょうか、将来を何とかしてあげたいという、そういう情熱の中で、そういう人間関係の中で成り立つのが教育そのものでございます。それを根底から覆すというふうなことで、本当にあってはならないことと、このように思っているわけでございます。

さらにまた、将来学校の先生になりたい、そういう夢を持っている子供たちの夢を真っ向からうち砕くものであると。こういうことで、この影響というのは本当にはかり知れないものがあると、こんなふうに認識しております。ある種本当に我々もそういうことがなくて、すべての分野にわたりまして、もう一度自分たちの行政を進めるに当たりましての倫理観というものがどれほど大切かということを改めて感じるところでございます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（新谷 功） ありがとうございます。

本当に一般行政のほうはよくわかりました。私は、市長、臨時職員も本当に必要だと思うのです。今働く場がなくて、もしそういうことがあれば、適正な配置は必要でないかと、こう思うのであります。今後ともよろしく願いたいと思ひ

ます。

ところで、牧野教育長、本当に無理強いして、牧野教育長の思い、本当にありがとうございました。私一番心配しているのは、この取り消しされた人で自殺者が出るのではないかなと。しかし、この問題の解決は、教育現場ばかりではとても解決できる問題でない。しからば壇上からも申し上げたとおり、訴訟ということにもなりかねない問題で、本当にそういう関係者にとっては私はかわいそうだなと。本当にその意欲をもぎ取るような、また今後それに続く生徒諸君に、学生にもいんな心に傷を与えたのではないかと、このように思うわけでございます。

きょうはいろいろ市長並びに牧野教育長にはなかなか苦しい気持ちを吐露してもらってありがとうございました。以上をもって終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、新谷功議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時17分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

斉藤孝昭議員

○議長（村中徹也） 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。25番斉藤孝昭議員。

（25番 斉藤孝昭議員登壇）

○25番（斉藤孝昭） むつ市議会第197回定例会に当たり一般質問を行います。

質問の前に、先週行われた青森県民駅伝競走大会において、我がむつ市は7連覇という偉業をなし遂げるため、市民の期待を背に選手の皆さんは

力走していただき、心より感謝を申し上げます。結果は、連覇となりませんでした。各選手の精いっぱい走り頑張り市民の皆さんに感動を与え、活力あるむつ市へ貢献したと私は思っております。選手初めスタッフの皆様、お疲れさまでした。

さて、今回の質問は、ふるさと納税制度について、自治体の倫理について、脇野沢地区における産業廃棄物の不法投棄についての3項目であります。

初めは、ふるさと納税についてです。この件については、6月定例会において積極的な市の取り組みをお願いしたところであります。その後市長は、さまざまな場面でこの税の紹介や寄附のお願いをしていると聞いています。中でも8月に行われた田名部高校の同窓会では、職員が作成したパンフレットを配布し、あいさつでもPRをしていただきました。早速市長自ら有言実行していただきありがとうございます。私たち議員や市職員も市長と意を同じく考え、積極的にPRしていかなければと考えていますので、今後ともよろしくお話ししたいと思っております。

ところで、6月定例会でふるさと納税に関する私の質問に対し、市長から寄附の受け入れ手続やPR方法、寄附の用途を限定するのかなど、事務的な検討を行っている段階であり、今後さらにむつ市をふるさとと感じていただいている方やむつ市を応援したいという方々に寄附をしていただけるような環境づくりも必要であると考えている、寄附が1年で終わることなく継続していただけるような仕組みについても検討しているとのお答えをいただきました。しかし、公表された寄附の使い道は、むつ市長期総合計画の将来像の実現のため各種事業に活用させていただきますと非常に大ざっぱな具体性のない内容となりました。宮崎県都城市の例を挙げ、寄附をしてくださる側の選択

の自由や考えを最大限に生かす必要があるとお願いしたはずですが、まずは、寄附の活用方法を具体的に示すべきと私は思いますが、市長のご所見をお願いいたします。

次は、寄附に対するお礼の基準をつくるべきではないかということであります。市長は、定例記者会見でふるさと納税について、寄附に対するお礼として礼状、市政だよりの送付のほか、高額寄附者に対し地場産品も予定しているとしていました。高額納付とそうでない納付は、何を基準に判断するのでしょうか。礼状、市政だよりの送付はよいと思いますが、私はいただいた寄附の活用により、どのような成果があったかなどの途中報告を含む情報提供が必要だと考えています。市長のご所見をお伺いいたします。

この項目の最後は、他の自治体への納税を抑制する施策の考えはあるかということであります。前回の市長の答弁は、市の財源確保というプラスの面がある一方で、市内在住者が他の自治体へ寄附することによる市の税収の落ち込みというマイナス面も含んでいるとの考えを示しました。しかし、具体的に何をどのようにするのは全く見えていません。取り組みの状況によっては、多額の市民税が流出するおそれがある極めて厳しい税体系であることを再認識し、取り組みをお願いしたため市のお考えをお聞きするものであります。

質問の2は、自治体の倫理についてであります。近年企業の不祥事が多く発生し、企業人としての倫理観を醸成する教育などの取り組みが積極的に実施されていますが、自治体でも同じような取り組みが必要ではないかと考え、今回の質問に至りました。

そもそも倫理とは人として守り行ふべき道、善悪の判断において普遍的な基準になるもの、道徳、モラルと訳されます。政府が地方分権を積極的に急激に進めることにより住民要望が多様化、そし

て多方面にわたり自治体のあり方についても問われる時代となりました。問題が発生した場合の対応や対策は、議会としても共通の認識を持ち、市政発展へ貢献すべきと考え、この自治体の倫理について質問するものであります。まずは、市に対する損害賠償請求があった場合の対応と処理についてどのように行われているのかお伺いいたします。

次は、脇野沢水産加工センターに対する指導監督を徹底すべきということであります。この水産加工センターは、自治体が施設を建設し、民間に運営させるいわゆる公設民営方式で事業を行っている施設です。旧脇野沢村では、このセンターから排出されるホタテの貝殻を村有地へ仮置きすることを許可し、合併後はむつ市へ引き継がれました。その貝殻の保管状況は非常に悪く、山積みされた貝殻は道路まで迫り、今にも崩れそうです。そして、仮置きといいながら、重機により細かく粉碎し、仮に保管しているとは思えない状況となっています。しかも、去る8月中旬にはその粉碎した貝殻を掘り、その中にこのセンターから出たと思われる産業廃棄物を埋めようとしておりました。その掘っていた層から見ると、過去にも同じように投棄していたのではないかというような形跡があり、追跡調査が必要ではないかと私は考えています。何かあった場合は、仮置きを許可しているむつ市の監督責任は免れません。保管状況の把握、そして指導は許可したむつ市にあります。市長は現状をどのように考え、今後どのように指導監督していくのかお伺いいたします。

この項目の最後は、脇野沢地区における河川改修に伴う残土は適正に処理されているのかということであります。6月定例会で問題とした不法投棄された産業廃棄物の上へ脇野沢川の河川工事で発生した残土が盛られています。そこへ残土を捨ててもよいと許可したのはむつ市であります。不

法投棄現場である場所を残土の捨て場として許可したことは倫理の欠如としか申し上げられませんが、そんな現状で適正に処理されたのでしょうか、疑問に思います。

そしてもう一カ所、今度は九艘泊川の改修工事で発生した残土をこの近くの市有地へ捨て場として許可したことです。その場所は、市有地と民間の共有地の境界がはっきりしていない場所と近隣の方から聞きました。そんな場所を勝手に市が残土捨て場として許可してもいいのでしょうか。さらに、残土が雨などにより流れないようにする対策は全くとられていません。ご見解をお伺いいたします。

最後は、脇野沢地区における産業廃棄物の不法投棄についてであります。脇野沢地区における産業廃棄物の不法投棄は、過去に行った事例とはいえ、自治体倫理の欠如がもたらした代表例であります。近年では例のない自治体主導による大事件であります。にもかかわらず、行政の対応は非常に鈍く、不満だらけと感じるのは私だけでしょうか。二度とこのような事例を発生させないためにも、事実関係の調査をしっかりと行い、再発防止策を公表すべきです。市長のお考えをお伺いいたします。

さらに、市民並びに県民の皆さんが注目しているのが責任を負う者はだれかということであります。普通に考えれば、当時の最高責任者である前山崎村長が責任を負うべきですが、時効が成立しているため法的拘束力がない、合併前の村がやったこととはいえ、今はむつ市、むつ市がむつ市を訴えることはできないなど、手詰まり状態と市長部局は答えます。しかし、それで事がおさまると思っているのでしょうか。だれが考えても道義的責任は、当時の決裁者である前山崎村長にあり、主導、そして指示も本人であると見られても仕方ありません。このことによって、既に市に対し

て調査などにかかる経費1,000万円以上の損害を与えています。今後も撤去費用など数億円の損害を与えることとなります。となれば、責任を負う者がだれなのか、明確にする必要があると考えます。責任を負う者がいないまま来年3月に撤去費用を提案すれば、提案者の宮下市長が責任を負う者になってしまう可能性が考えられます。ぜひここで責任を負う者はだれなのか、お示しいただきたいと思います。

市長におかれましては、私の意をだれよりもご存じのことと思いますので、アドリブなしで本心での答弁となるようお願いして壇上からの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 斉藤孝昭議員のご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税についてのご質問の第1点目、寄附の活用方法を具体的に示すべきではないかということについてであります。ふるさと納税に関しましては、前回のむつ市議会第196回定例会一般質問でも斉藤議員からご質問があり、この制度の趣旨、仕組み等について触れさせていただきました。

ふるさと納税制度につきましては、当市においても関係課において検討し、その取り組みに関する基本方針を定めております。基本方針におきましては、用途については特定しないこととしておりますが、これは寄附金の用途にかかわらず、むつ市を応援したいと考えている方もいらっしゃるであろうし、またふるさと納税制度の導入の趣旨である自治体間の税収格差の解消という視点から見れば、寄附金という形態をとるものの、税としてとらえることもでき、税としてとらえた場合は一般財源として活用することが妥当ではないか、また効果的ではないかとの考え方を県内他市

の取り組み状況を踏まえつつとったものであります。

議員ご発言の用途を指定してアピールしたほうが集めやすくなるのではないかというご意見も十分理解できるところであり、また関係課での検討段階においてもありましたことから、今後の推移等を見きわめながら検討を加える余地はあろうと考えております。

なお、寄附者の意思を尊重する立場から、寄附申込書には要望等があれば記入していただくこととしており、その場合には寄附者のご趣意にできるだけ沿う形で今後の財政運営を図っていく考えであります。

次に、ふるさと納税についての第2点目、寄附に対するお礼の基準をつくるべきではないかとのご質問にお答えいたします。ふるさと納税に関する基本方針におきましては、先ほど申し上げましたような寄附金の用途についてのほか、お礼について、そしてPR方法についての3つの項目に係る方針を定めております。お礼につきましては、本来の寄附の形、いわゆる寄附者の見返りにこだわらない気持ちを尊重すべきとの視点から、基本的に特産品等によるお礼はしないこととしております。寄附をいただいた方に対しましては、お礼状のほか、観光パンフレットと市政だよりの最新号を送ることとしており、市政だよりについては年3回ないし4回程度送り、むつ市のホット情報を継続して提供することでご厚意に報いることとし、今後のご支援にも期待したいと考えております。

しかしながら、むつ市への思いを強く持って多額のご寄附をしてくださった方には、何らかの特別な感謝の気持ちをあらわすべきとの考え方から、高額寄附者に対しては特産品等を送ることとしたものであります。ここで言う高額とは、客観的な定義を設けることはもとよりかなわぬことで

あり、金額の多寡について社会一般に尺度としがちな月収と、個人からの寄附として一般的に考えられる金額などを勘案しつつ、50万円以上としたところであります。

次に、ふるさと納税についての第3点目、他自治体への納税を抑制する施策の考えはあるのかというご質問にお答えいたします。斉藤議員のご質問にありましたように、本市には海上自衛隊や電力関連会社等むつ市以外の出身者が多く居住しており、私もこの制度によって市の税収に影響があるのではないかと危惧しているところであります。

この制度は、納税者が自分の意思で貢献したい、応援したいと思う自治体を自由に選択して納税することができるというものであり、その意味においてもむつ市が納税者から税金を納めてもらったり寄附を受けるためには、それにふさわしい行政を展開していくことが前提となるものであり、地域の魅力を高めるための努力や経営改善等継続的な取り組みが肝要であると認識しております。

市における課題は山積しておりますが、議員各位はもとより、市民の皆様のお力もおかりしながら、むつ市長期総合計画の将来像である「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指して、各般の課題に対して真摯に、かつ精力的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、自治体の倫理についての1点目、市に対する損害賠償請求があった場合の対応と処理はどのように行われているのかについてのご質問につきましては、総務部長から答弁いたします。

2点目の脇野沢水産加工センターに対する指導監督を徹底すべきについてであります。まず、残渣についてであります。この残渣は貝殻に付着している海藻類がボイル加工した際に分離されたもので、本年3月まではうろと一緒に青森県はた

て貝廃棄物処理協同組合に委託し、焼却処理していたものであります。うろ処理量が処理組合で予定していた計画数量を上回ったため、4月からうろと別に処理せざるを得なくなったことにより、赤坂地区の貝殻置き場に一時保管していたものであります。

この一時保管していた残渣は、発見後ただちに撤去するよう要請し、さる8月19日に撤去した旨の報告を受け、現地を確認いたしたところであります。現在加工施設から排出される残渣は、加工場敷地内で一時保管の後に適正に処理されているところであります。

次に、今後の貝殻処理の見通しであります。赤坂地区の貝殻置き場には、平成16年度から平成19年度末までに約3,139トンが搬入され、716トンが再利用されております。平成20年度からは、毎年800トンから1,000トンの搬入を見込んでおりますが、平成20年度からは脇野沢村漁業協同組合で予定しておりますホタテ貝殻を利用したナマコ増殖場造成事業やリサイクル原料としての売り払い、さらには自社において農地土壌改良及び養鶏飼料用の製品を生産することとしておりますことから、計画どおり利活用されますと、平成24年度にはほぼ全量処理できるものと思われま

す。また、これまでの貝殻置き場の使用については、一部に適切でない使用が見受けられましたので、今後の使用につきましては、適正な管理が行われるよう指導、監督を強化してまいりたいと考えております。

次に、脇野沢地区における河川改修に伴う残土は適正に処理されているのかのご質問にお答えいたします。まず、不法投棄された場所の上に脇野沢川総合流域防災工事から生じた残土の処理をしているが、適正な処理であったかのご質問であります。港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂、その他これに類するものは廃棄物処

理法の対象となる廃棄物ではありませんので、原則的に資源として有効利用されるものであります。

赤坂地区市有地につきましては、青森県発注の工事に伴って生じた土砂の残土処理のために利用を承諾したところであります。

土地の利用承諾に当たりましては、搬入期間、搬入量、搬入方法等の搬入計画や土砂流出防止のための敷きならし、植栽方法などの整備計画を明確にした市有地利用書により承諾したものであります。

次に、ごみを撤去する際、ごみと一緒に片づけるのかとのお尋ねでございますが、廃棄物ではありませんので、撤去の対象とはならないものであります。今後の撤去計画の中で対応を検討してまいり所存でありますので、ご理解賜りたく存じます。

次に、九艘泊川総合流域防災工事から生じる残土の処理場について、市有地と共有地の境界がはっきりしているのかとのお尋ねでございますが、当該地は脇野沢小沢地域の共有地と筆界未定地であります。このため土地の利用に当たりまして、隣接所有者である脇野沢小沢地域の代表の方々とは協議し、この場所を市管理地として確認したところでございます。

次に、脇野沢地区における産業廃棄物の不法投棄についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の第1点目、再発防止対策を作成し、公表すべきについてであります。このたびの脇野沢地区におけるごみの不法投棄につきましては、合併前の旧脇野沢村における行為ではありますが、すべての事務事業が法令等に準拠して運営され、地域住民にも法令遵守を指導している私ども地方自治体の立場といたしましては、まことに遺憾のきわみと申し上げるしかありません。議員ご指摘のとおり、かかる事態は二度とあってはなりません。

そのための防止対策を示せということではありますが、結局のところ法令遵守を徹底すること、これに尽きるわけであります。市長である私はもちろんであります。職員全員が常日ごろから法令遵守を旨とし、すべての事務事業にわたって常に根拠法令を明確にし、その執行に当たっては必ず法令に準拠していることを明確にしておくことが大事であろうと考えております。このことは、これまでも公務員として当然のこととして自覚し、履行されてきたところでありますが、かかる事態を受けて、改めて決裁文書に明記させるなど、徹底してまいりたいものと考えております。

また、市民の皆様に対しても、あらゆる機会を通して法令遵守がいかに大事なことが、殊にこのたびのような不法投棄については、原状回復に多額の経費を要してしまうこと、そして身の回りの自然環境を守っていくことの大切さについてもあわせてご理解を得るべく改めてお願いしてまいりたいものと考えております。

次に、2点目の責任を負う者はだれなのか、明確に示すべきとのご質問にお答えいたします。旧脇野沢村のごみ処理についての県への回答の中で、搬入を指示または許可した者を旧脇野沢村長とした根拠についてのご質問であります。今回の脇野沢赤坂地区不法投棄事案の経緯や事実関係を調査するために、当時の関係書類の確認や関係者からの事情聴取を実施しております。その結果、脇野沢赤坂地区への不法投棄は、旧脇野沢村長が就任する前には行われていなかったこと、廃棄物担当職員は不法投棄について違法性を認識しており、不法投棄を中止するよう旧脇野沢村長に進言していたこと、旧脇野沢村長が脇野沢川総合流域事業に係る住民説明会において、不法投棄現場への家屋解体廃棄物の搬入を認めていること、建物解体廃棄物を不法投棄現場に搬入するよう指示した旧脇野沢村役場発注の教職員住宅解体に係

る工事施工伺に旧脇野沢村長の決裁がされていること等が判明しております。これらの事柄や旧脇野沢村長は旧脇野沢村の組織を総括し、事務を管理し、執行する最高責任者であることから総合的に判断し、搬入を指示または許可した者を旧脇野沢村長としたものでありますので、ご理解願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 自治体の倫理についての1点目、市に対する損害賠償請求があった場合の対応と処理についてのご質問にお答えいたします。

まず、当市における係争中の事件の件数及び内容についてであります。現在係争中の事件はございませんが、さきのむつ市議会第196回定例会において御議決いただきました市営住宅の明け渡しに係る訴えの提起2件につきましては、当市の顧問弁護士をお引き受けいただいております小野允雄氏を訴訟代理人として委任し、訴状の作成に取りかかっておりまして、間もなく裁判所へ提出する予定となっております。

また、市を被告として提起されました訴訟といしましては、市有地の境界確定等に関する事件がありましたが、約9年の歳月を経て、本年6月、市が勝訴し、この判決が確定しておりまして、現在訴訟費用確定処分の手続を行っております。

次に、市に対する損害賠償請求があった場合の対応と処理についてであります。裁判所を関与しない場合は、所管部において請求の内容確定、事実確認及び検証を行い、続いて総務部で確認精査してからの判断となりますが、必要に応じて請求者と協議、また弁護士や専門家からの意見を求めるなどにより対応することになります。

この結果、請求を受け入れる場合は、最終的に地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めることとなりますが、請求した事項に対して不服があ

る場合は、理由を付して和解または示談しない旨の通知をすることとしております。

次に、調停、訴訟等で裁判所が仲介して紛争を解決する場合は、基本的に応訴し、所管部と総務部が連携して訴状の内容確認、事実確認及び検証や弁護士と相談しながら対応することとなります。また、裁判所の判決に応じるか、控訴するか、また和解するかなどは個々の事件に応じて判断していくこととなります。

次に、市が訴えを提起する対象につきましては、前述しましたように、市営住宅明け渡し請求のように市有財産の活用ができなくなる場合のほか、違法損害の程度等を勘案して対応していきたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、私どもは常日ごろより法令遵守に努めなければならないところであります。裁判となりますと、たとえ勝訴したといたしましても多額の弁護士報酬がかかるおそれもございます。公金が使われることとなることにかんがみ、各事例に対し、慎重、適正に対処していかなければならないものと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 今回の質問については、さまざまな行政対応とか行政が世間に対して正しい仕事をしているかというふうな確認の内容が多く含まれていましたが、まずは最初のふるさと納税についてであります。

市長が言っていることは、十分わかりますし、その地域の事情もわかります。ただ、日本全国の自治体の状況を見ると、例えば東京に職員を派遣して大企業回りをしたりとか、あとはポスターを作成してふるさと納税をできるだけ多くしていただけるようなとかという対応をしている自治体がかたがたふえてきています。今の考えている状況がうまくいくかいかないかはやってみないとわか



りませんが、やはり動けば動くほど身になる事業になると思いますので、ぜひ庁内においてはプロジェクトチーム、できれば対策本部なりつくりながら対応してほしいと思いますが、この点から、今私が話したことについて市長はどういうふうに思うのか、お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 前段の部分の企業回りをしなさい、それからポスターづくりをしなさい、ふるさと納税の確保のためにと。これは、私も今取り組んでおりますし、またアイデアとして承りたいと、こう思います。ただ、この対策本部をつかってどういうふうな処理をしていくのかということ、ちょっとまだその効果の部分、どういう効果が出てくるのか、どういうふうな形での対策本部なのか。もう現実にむつ市としては県内では件数も多いほうですし、金額も多いほうでございます。その部分で、たしか5月1日に法が改正になって施行になったと思いますけれども、斉藤議員の一般質問を受けた後にただちにふるさと納税のご寄附がございました。そういうふうなことで今進んでおります。そういうことからしますと、対策本部をつかって、今度果たして何をやるのかというふうなことのまた考え方も必要になってくるのではないかなと思います。よって、今の段階では、私どもがまたさまざまな部分で企業を回る、企業にPRする、さまざまなお集まりの中でPRをしていくということがまず先決であると、こういうふうな思いをしております。

ただ、一方斉藤議員もご懸念されております、また私も壇上で申し上げましたように、入りがありますと、出もあるわけです。そういうふうな部分で、特に斉藤議員のお勤めの会社等の部分において、できるだけ外にふるさと納税を使わないでむつ市にと、そのためにはやはりむつ市の行政、むつ市の暮らし、生活を魅力あるものにしていか

なければいけないだろうと、こんな思いで積極的に私はPRをしていかなければいけないだろうと、こう思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） よろしく申し上げます。

次は、自治体の倫理について何点か質疑いたします。先ほどの市長の答弁でいくと、脇野沢加工センターから出たホタテの貝殻は、決まりどおり保管されているというふうなことでありましたが、8月の中旬と私壇上で話ししましたけれども、副市長、たしかその現場を見に行きましたよね。返事しませんけれども、その現場を見に行きましたよね。そのとき、副市長が見たときは、過去にも同じようなものを投げていたという形跡を感じませんでしたか、どうですか。

○議長（村中徹也） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） 私が現場を見させていただいた段階では、そういう事例があったという説明を受けました。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 先ほどの市長の報告では、過去にはそういうことはないということでしたが、今副市長は過去にもそういう形跡があったと答えました。市長が言ったことは間違いですよ。適正に処理されていると答えました。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でお答えいたしましたのは、発見後ただちに撤去するよう要請し、去る8月19日に撤去した旨の報告を受け、現地を確認いたしました。現在加工施設から排出される残渣は、加工場敷地内に一時保管の後に適正に処理されている。適正に処理されているということは、こういうふうな表現でございました。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） それでは、過去にもそういう

ことがなかったということでもいいですか。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎産業振興課長。

○脇野沢庁舎産業振興課長（片山 元） 過去のことについて、私も組合の組合長にお聞きしました。その結果、ないということでした。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 先ほど副市長の答えは、過去にもあった形跡があるというふうな答えでしたが、それは、では間違いですね。

○議長（村中徹也） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） 私が現場で話を受けた場所と議員ご指摘のところと違うのかもしれませんが、見させていただいた一部のところについては、そういうぐあいに受けたと私は思っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） どちらが本当なのかはっきりしてください。脇野沢庁舎産業振興課長、組合の方に確認したと言いますが、どういうふうな確認をしたのですか。聞き取りですか。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎産業振興課長。

○脇野沢庁舎産業振興課長（片山 元） 聞き取りでございます。実際のマニフェストもいただいております。ただ、このマニフェストにつきましては、うろと残渣との区別はされていませんけれども、あくまでも組合長の、加工組合の組合長でございますけれども、そちらから聞いた話でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） きちんと答えないと、幾らでもこれ奥深く追及しないとだめになるのです。ホタテの貝殻についてごみといいましたが、それを仮に置いたという話でありましたが、仮に置くのに穴掘るのですか。どうなのですか、そのところは。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎産業振興課長。

○脇野沢庁舎産業振興課長（片山 元） これにつきましては、確認はいたしていませんけれども、恐らくある程度の量がたまった時点で業者に搬出をしていただくということでしたので、その量が確保できるまで、ある程度風等で飛ばないように対策を講じたのではないかと、そう思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 言いわけにしか聞こえません。

何でこんなことを言うかといえば、今脇野沢地区で産業廃棄物の不法投棄ということで大問題になっている場所のすぐ隣に同じような傾向で、またごみといいですか、廃棄物といいですか、物を捨てているということは、果たして市有地ですから、市の職員の管理責任、または管理体制がどういうふうになっているのだということをただすために言っているのです。細かい言いわけを聞くために言っているのではないのです。どういうことになっているのかということを知りたいから質問しているのです。副市長が感じたことと、今の脇野沢地区で感じたことは、全然対比していますし、果たしてどちらなのか、はっきりさせてください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この経緯は、私はまず現場の写真を見させていただきました。そうしたら、ホタテの貝殻の白い山がありまして、その白い山の一部に黒っぽいものが交じっていたと。この部分で指摘を受けたというふうなことを認識いたしております。その段階で、その後現地を確認して、8月19日撤去したというふうなこと。そしてその以前のことは、詳しくは私まだ報告を受けておりません。その部分について、今さまざまご指摘がありましたので、それらもあわせて再調査をいたします。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） お願いします。

次は、これも同じ場所なのですが、残土

処理についてであります。残土処理については、廃棄物処理法において雨水等で流出しないように努めるというふうなことで、処分地においては河川及び海岸に流れ込むおそれがあると判断された場所（地形）には、思われる場所には置かないよというふうなことでありますが、先ほど指摘した九艘泊川の河川改修で出た残土は、どう考えても坂の傾斜のところに捨てています。流れ出ないようにというふうな対策は前回たしかするようにとお願いしたはずですが、ただ重機で固めているだけで、雨が降ったら、もしかすれば、きょうの雨でもう流れている可能性があります。それを適正に処理されているというふうな答えでしたので、果たして本当に適正なのか、再度答えをお願いします。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（船澤桂逸） 九艘泊川の残土につきましては、下北地域県民局と承諾書を交わしまして、その中で処理の仕方とか、適正にするということで協定書を交わしております。それによりまして、私どもとしましては、適正に処理されているものと思っております。ただ、事業が終わった後にしっかりと整地とかそういうのをするようになってはいますが、途中においても我々もちょくちょく見ながら注意を促していきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 何で脇野沢地区のところだけこうやっていっぱい問題が出てくるかという理由は、やはり壇上でも言いましたけれども、倫理の欠如なのです。行政で働く者として果たして自分たちが今やっていることが正しいものなのか、間違っていないものなのか、確かめたりチェックしたり、それを指示する人たちも少ないということなのです。それ認識してほしいと思います。市長、私の話を聞いてどう思いますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 自治体としての倫理観、この向上のためにも、しっかり私も倫理観を持ち、また現場の職員も倫理観を持って自治体運営、行政運営に努めさせるべく努力をしていきたい、こう思います。

一方、今残土の部分、こういうふうな部分もございましたので、先ほどのうろ、ホタテの貝殻の部分、これらは巡回を頻繁にさせる必要があるかと、こういうふうな認識を持ちました。今齊藤孝昭議員、この雨の状態の中で、たしか前の議会では土どめをしなければいけないだろうとか、そういうふうな答弁をしたように私も今記憶を思い出しております。そういうことがしっかりとされているのかどうか、そういうふうなものもひっくるめまして、巡回を頻繁に行うようにさせ、現状の認識、私自身も今その場所、この場所と言われても、なかなかぱっと思いつかない部分がございますので、指摘されたら、ああ、この場所かなというふうなイメージをしっかりと持つような私自身の巡回も徹底しなければいけないし、職員に巡回を徹底するように指示をいたします。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） お願いします。多分私はこの脇野沢の不法投棄が発覚してから、市の職員の皆さん以上に脇野沢地区には足を運んでいると思います。なので、いろんな問題を発見したり調査したりした結果がこんなことになりました。ぜひ市長には今後もいろいろな面をお願いしたいと思えます。

それでは、市に対する損害賠償請求があった場合の対応についてということではちょっと何点かお聞きします。

まず、前年度から比べて今年度、顧問弁護士に相談する件数がふえたのか減ったのか、ふえた原因は何だと分析しているのか、少なくなったのは

何だと分析しているのか、お知らせください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 顧問弁護士に対する相談の件数ということでございますけれども、これ実はこの相談件数を一つ一つカウントしていない状態でございまして、年度年度でどの程度の相談件数を先生に持ち込んだかというふうなことについては、正確なことはわからない状態でございます。ただ、近年社会情勢の変化と、一言で言えばそういうことなのかもしれませんが、若干多くなっているような気はしているところでございます。

その原因ということになりますと、なかなか難しい問題ではございますが、欧米社会のように、個人が自らの権利を主張される方が非常に多くなった、あるいは異議を申し立てる方が多くなったということが一つの原因としてあるのかなという気がいたします。それに伴いまして、行政としても法的解釈が必要になっているという事例が多くなっているのではないかなというふうに感じているところでございます。感じたままを申し上げて申しわけないのですが。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 相談件数が多くなっているということでありました。

ところで、介護保険の関係で、多分これもまた保険制度がいろいろ複雑になってきて、相談件数もふえていると思いますが、介護保険サービス提供事業で損害賠償請求されているのがありますね。保健福祉部長、ありますね。その損害賠償請求された内容の紹介をお願いします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

あるサービスの問題で文面のやりとりの中から、損害賠償請求という文字は、文書はございましたけれども、実際それが損害賠償を旨として通

知したかどうかについては、確認いたしておりません。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） あるNPO法人の団体に対して市が委託料の返還命令を出しました。その委託料の返還について、ちょっと説明をしてください。なぜそういうふうな委託料の返還をしなかったのか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 斉藤議員のご質問の軽度生活援助ホームヘルプサービスの返還請求に係る未納分の件について、若干お話しさせていただきます。

まず、軽度生活援助ホームヘルプサービスは、65歳以上の高齢者のみの世帯で介護を必要とするまでには至らないが、何らかの援助が必要な方に対して調理、自宅の掃除、買い物、通院等の援助を行うもので、1回30分を基本に介護保険サービス提供事業所に事業委託を行っているものであります。

ご質問の事例は、事業者から通院の支援として請求があり、市役所で支払いを済ませた後に別途事業の調査を行ったところ、通院の支援請求に契約の事項にはない待機時間が加算されていたことが判明いたしまして、事業者に対して1,400円の返還請求を行っておりますが、行政からの説明不足という理由で委託料返還拒否の通知があり、現在返還されていないものがあります。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） それは、その返還命令に応じなかった業者が間違っているのか、それとも行政の対応が間違っているのか、どちらですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 私どものサービスの中には、いわゆる先ほど説明いたしました調理、自宅の掃除、買い物、通院等の援助を基本として

委託しているものでございますから、待機時間というのはサービスの対象にならないと考えております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） それを説明しても返還に応じないということですね。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） ただいま当該事業所をいろいろ説得しながら返還通知をしている最中でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） それがわかったのはいつですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 平成20年4月末に実態調査を行い、4月30日に当該法人と話し合いを持っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） それから今までの間、何をしていますか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） これまで3回の返還通知、返還していただきたい旨の通知をしております。そのまま現在に至っております。今後ともまた続けていかなければならないのではないかと考えております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） そんな3カ月も一生懸命交渉ばかりして1,400円取れないのですか。市が間違っただけではないでしょう。何で取れないのですか。すぐやってください、部長。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） これから当該事業者と折衝して、当方のサービス以外のお金の請求であった旨を説得して返還するよう努めていきたい

と思っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 幾らしゃべったってだめなのでしょう。だったら取れないではないですか。しかも、その事業者から何かされていませんか。役所の説明が悪いと言われたのでしょうか。役所の説明悪いのですか、間違っているのですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） サービスの契約を締結するときに、市のほうからの説明不足があったという指摘は受けておりますけれども、今後時間をかけて当該事業所を説得していかなければならないと、その時間が無駄だということのご指摘を受けるかもわかりませんが、やっつけていかなければならないと思っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） いいですか、やった事件に対して、件数に関して、全部でないのです。何件の何件が不服なのですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） お答えいたします。当該サービスについては、二十何件かあったうちむつ市のサービスに係る分については2件1,400円、1件30分700円の委託料で締結しておりますので、その2件分が当方の説明不足ということでやっております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） ということは、その事業者は内容をわかっているのです。ほかのは、違う件数はちゃんと処理しているのですから。なのに、その2件に対して不服申し立てというのはどういうことですか。何でそれを正確に伝えないのですか。職員の毅然とした態度というのは、先ほども何回も言っていますとおり、倫理も関係するのです。やはり間違っただけをしていないのに、間違っただけと指摘されたら、普通は怒るでしょう。何で黙っ

て聞いているのですか。返還求めてください。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 当然我々仕事をしておりまして、その点については当該事業者も自分たちのサービスについては間違いがあったということを認めております。ただし、それについては市の一部も責任があるのではないかという指摘があったものに対して、それは違いますよと、待ち時間というあなた方が説明したものに対しては、サービスの内容に沿っていないので返還してくださいということを、その旨の強さというものはかなり相手の事業者には伝わっていると思うのですが、今後また継続してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） その団体から慰謝料は請求されましたか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 慰謝料の請求はございません。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 今の事件は、法に触れますか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 私どもといたしましては、当該待ち時間のサービスは誤ったサービス行為でございますので、私どもの中での法には触れませんが、サービスに対する要綱に関してのものに、契約行為には違反していると考えております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） そこまでわかっていながら、3カ月も交渉だけしたって解決するわけはないですか。届け出が必要です、警察に、間違いなく。やってください。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 斉藤議員のご指摘は、

移送サービスに係るものの陸運局のことについてのご指摘だと思います。私どもについては、サービスのあくまで勘違いということでございますので、今後返還していただけないという場合には、公的機関に申し立てするなどして対応してまいりたいと思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 3カ月もこうやっていて解決できないのに、まだまだやるのですか。それこそ経費の無駄ではないですか。すぐやってください、簡単なことでしょうか。何でやらないのですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 陸運局の移送サービスの行為については、私どもが当該法人を訴える何物もないというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 訴えろって言っていませんよ、届け出してくださいと言っているのです。脇野沢の不法投棄もそうです。行政が幾らやったら解決できるのはほんのちょっぴりなのです。ちゃんとした調べるところが、警察というのがあるのですから、届け出して調べてもらえばいいではないですか。それが届け出した結果法的に間違っているのだったら処罰を受ければいいし、間違っていなかったら、そのまま1,400円ですか、返還してもらえばいいし、そういう交渉の一つの経過になるでしょう。違いますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これらの経緯、よく私も調査をして、適切な、迅速な対応をさせていただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） むつ市に対して損害賠償請求がある件数がどれくらいあるかと最初に聞いたのは、これは行政的なシステムも悪いのです。なぜ

かという、本格的に例えば裁判になろうとするもの以外、各部局に個別に来ているものは、総務部に通っていないのです。そうですね。これがその役所のシステムの悪い点で、担当のところで押さえているのも結構あるはずなのです。ぜひこの件については私の話も踏まえて、今後の対応に役立てていただきたいと思います、どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどお話をいたしましたように、適切に、迅速に、総合的にその部分、今ご指摘の部分进行调查いたします。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 繰り返しますが、さっきの件について届け出しますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） それもあわせて検討いたします。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 絶対許してはなりません。間違ったことをやったことに対して毅然とした態度をとれないということは、足元を見られます。きょう話しした事例の中には、もうまさに行政側の失敗が数多くあります。ということは、本当に自分たちがやっていることが間違いないのだという証明を少しずつしていかないと、幾らでもこういう問題は出てきます。毅然とした態度を望みます。終わります。

○議長（村中徹也） これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

午後2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。5番工藤孝夫議員。

（5番 工藤孝夫議員登壇）

○5番（工藤孝夫） 川内町選出、日本共産党、工藤孝夫でございます。むつ市議会第197回定例会に当たり、通告に基づき一般質問をいたします。

まず最初に、防災対策についてであります。震災は忘れたころにやってくると戒めとして言われた格言は、もはや過去のこととなり、今や震災は復興の終わらないうちにやってきます。台風や豪雨、地震や津波などの自然災害は、いつ発生するかわかりません。この1年余りを振り返っても、昨年春の能登半島沖地震から新潟県中越沖地震、ことし6月の岩手・宮城内陸地震など、規模の大きい地震が続きました。日本列島周辺が地震の活動期に入ったと言われる中で、いつ、どこで大きな地震が起きてもおかしくない状況になっています。季節的な前線などの活動に加え、地球温暖化による影響と見られる大雨や突風など、気象の変動も頻発するようになっていきます。日本全国、いつ、どこで起きるかもしれない自然災害を完全に予測することは困難だとしても、事前の対策で被害を最小限にとどめる努力が今ほど求められているときはありません。

新潟県中越沖地震や岩手・宮城内陸地震では、道路網の寸断による集落の孤立化、そのことによる連絡体制が大きな課題となったことが指摘されています。人命と財産を守るべく毎年市による総合防災訓練が行われ、年ごとに体制の強化が図られつつある、このことに敬意を表するものであります。

同時に、これまでの震災の教訓からしても、大規模災害発生時における初期の活動は極めて重要であります。地区や集落が孤立化した場合はなお

さらです。その際、本格的救助の手が届く間、真っ先に活動の中心にならざるを得ないのは地域住民であることは間違いありません。私は、こうした見地から、地区集落を中心とした災害時を想定した初期消火、避難誘導、救出訓練、連絡体制等々マニュアルを含めた訓練活動を計画し、それが実効性のあるもの、いざとなった場合、実際に役立つ計画であるべきだと思います。そうした意味での必要性の認識も含め、ご答弁を求めます。

2点目に、昨年度修正のうえ、地域防災計画が作成されました。避難場所として地域にある学校も指定されています。管理者名や電話番号は記載されているものの、統廃合により閉鎖されている学校、体育館などの使用方法等、利用マニュアルは地域に具体的に示されているのかどうかについてもご答弁を求めます。

次に、障害による要介護認定者の税の控除対象について質問いたします。平成18年に強行された自民党を中心とする与党による所得及び住民税の定率減税の半減、老年者控除廃止、介護保険料の引き上げなどなど連続に次ぐ連続の悪政は、とりわけ社会的弱者に、もはや耐えがたい重荷としてのしかかっています。こうした中であって、少しでも障害者の介護認定者に税制面において軽減策を図ることは行政の果たすべき仕事の急務であります。この要介護認定者の税の控除対象について、昨年2月28日の国会での衆議院財務金融委員会で私ども日本共産党の佐々木憲昭議員が取り上げ、ただしました。その中で時の尾身財務大臣は、控除対象として障害者に準ずるものであれば市町村長の認定で控除が受けられると答弁し、決定されています。また、同委員会で国税庁の政府委員及び厚生労働省障害保健福祉部長答弁は、認定から5年前までさかのぼって控除が受けられること、同時に要介護認定も判断材料の一つで、窓口での拒否について、申請があれば受け付けると答弁さ

れております。

さらには、既にさかのぼって平成14年8月1日、厚生労働省老健局総務課で都道府県に対し、事務連絡を出しているのはご承知と思います。この連絡の表題は、「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」となっています。その中で「高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が、障害者控除の対象とされる」、このように明文化しています。青森市では、これらに基づいて要介護1と認定された方から税控除の対象としております。しかし、当市では介護保険で要介護2以上でないと所得税、住民税の障害者控除の対象要件にされておられません。私は、国会答弁及び所得税法に従い要介護度1の認定の方も窓口で受け付けて、差別のないように個々に判断されるようにすべきことを強く要請するものですが、ご答弁を求めます。

次に、交通事故防止対策として、歩道の設置についてであります。国道338号宇曾利川地区の堺田バス停留所から地区内を抜けるおおよそ約300メートルほどは歩道の設置がなされておられません。この間の距離は狭隘のうえ、カーブも多く、交通量の多い区間であります。ゆえに住民や、特に児童・生徒の交通事故の危険度も強く、住民の不安が募っております。早急な歩道設置が強く望まれています。対策方についてお示しください。

以上、前向きなご答弁を求めて壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

防災対策についての災害時のマニュアルについ



てであります。まず、地区町内会ごとに避難訓練、初期消火、避難誘導、安否確認、救出活動等の訓練の実施計画はあるのか、またその必要性についてであります。地区ごとにおいては、市の総合防災訓練を平成17年度から実施しており、同年はむつ地区で、平成19年度は川内地区で、本年度は来る9月25日に大畑地区で実施することとしており、この訓練項目の中に住民の避難訓練、避難誘導訓練等を設け実施しているところあります。

町内会ごとの訓練につきましては、自主的に訓練を行っている町内会もございます。当市におきましては、現在婦人防火クラブなど19団体の自主防災組織がございまして、これを町内会を中心とした自主防災組織として計画的に立ち上げていくことが地域防災にとって大変重要であると考えております。

いざ災害が発生したとき、交通網の寸断などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性もあります。そのようなときに力を発揮するのが地域ぐるみの協力体制づくりである自主防災組織であります。自主防災組織とは、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織で、自分たちの町は自分たちで守るという心構えで積極的に自主防災組織に参加していただき、災害に強いまちづくりを進めていくためのものです。他地域の災害時の状況を見ましても、地域住民が自発的に救助、救出活動をして被害の拡大を防ぎ、その後の復旧にも大きな力を発揮しております。当市におきましても、災害を自分の身近な問題として考える機運の醸成を図っていくことが大事であろうと考えております。町内会ごとの訓練の実施については、今後自主防災組織の新設促進と並行して、積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、緊急避難所の使用方法等のマニュアルについてであります。現在地域防災計画においては、災害が発生し、避難所を開設する必要があ

ると認めるときは、私があらかじめ指定してある避難所の開設命令を出します。避難所となる各施設のかぎは、集会所は町内会長が、公民館及び保育所等は施設の長が、学校は学校長が管理しております。廃校となった学校に関しては、むつ地区は教育委員会事務局総務課で、川内、大畑及び脇野沢地区は、各庁舎の教育課で管理しております。

緊急避難場所であることを示す表示看板が未設置であった川内及び脇野沢地区は、昨年度全箇所を設置し、むつ及び大畑地区については看板の設置はあるものの、一部の未設置箇所、老朽化等により使用にたえないものを計画的に設置、更新してまいりたいと考えております。

今後緊急避難所の使用方法、避難場所への経路等の避難行動マニュアル等につきましても作成し、具体的な内容を広く市民に周知するなどして、防災体制の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、障害者控除についてであります。要介護1の介護認定者に対しても、障害者控除対象者認定書を交付すべきではないかのご質問にお答えいたします。まず、障害者控除対象者認定書については、障害者手帳の交付を受けていない方でも介護保険の要介護者等に認定された場合には、その程度に応じて所得税、住民税の障害者控除が受けられる場合があるため、被保険者からの申請に応じて介護保険から障害者控除対象者認定書を発行するものであります。これにつきましては、むつ市障害者控除対象者認定書交付マニュアルにおいて、要介護2から5に認定された方、または加齢による心身の衰えにより知的障害や身体障害に準ずる状態と思われる方という目安を示していたところでございます。

ところで、要介護1の判定につきましては、その適用範囲がこれまでは要支援から要介護2に近いところまでの広い範囲で設定されていたもの

が、平成18年度に要介護度認定区分が新たに設定され、予防給付の要支援1、2と介護給付の要介護1から5に明確に分類されたところであります。このことから、要介護1を普通障害が適用される区分に明示して差し支えないと判断されますので、工藤議員ご指摘のとおり、交付基準の表現を改め、今年度の所得申告から適用されるように担当課に指示したいと考えます。

また、周知方法等につきましては、介護保険要介護認定結果通知書を送付する際に、要介護2以上の方と同様に、障害者控除対象者認定書の交付要件に適用している旨のお知らせを同封するほか、市政だよりにも掲載いたしたいと存じます。

次に、国道の歩道設置についてのご質問にお答えいたします。国道338号宇曾利川地区の歩道整備につきましては、さきのむつ市議会第196回定例会において横垣議員の一般質問でもご答弁申し上げておりますが、議員ご指摘のとおり、幅員が狭小でカーブが続くため見通しが悪く、歩行者はもとより、自動車の通行にも大変危険を伴う箇所との認識であります。現在ご質問の箇所から川内寄りの堺田地区で進められております歩道整備が今年度中に完成すると伺っており、西通り地区の方々が念願しております危険カーブの解消について、そのうちの1カ所が減少することに大変喜んでいるものであります。

また、ご質問の危険箇所につきましても、堺田地区と一連のエリアという考えに立って、引き続き整備を図っていただけるよう県に対し要望してまいりたいと考えております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 防災対策についてであります。特に自主防災組織の問題でありますけれども、市長答弁では積極的に今後検討していくというご答弁でございました。

それで、若干伺いたいののでありますけれども、

この自主防災組織がむつ市地域防災計画の中では現在21地区で組織されていると。うち川内地区がほぼ全地区の18団体、むつ地区が1団体、大畑地区2団体と、こういうふうになってございます。そこでお尋ねいたしますが、この組織率と組織数の格差の原因、これについてお答えしていただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま地区によって、その自主防災組織の結成されている件数に格差があるというふうなことでございます。その部分につきましては、今工藤議員からご指摘がございました部分、この組織率を高めていかなければいけないだろうという認識を持ちました。また、以前から持っております。この部分で、工藤議員のご出身地であります川内地区の組織率が高いということは、当時の町長初め、また議員各位、そして地域の意識、そういうふうなもので防災意識の高まりがあった部分を評価もいたしておりますし、また敬意も表すところでもあります。現在全体としてとらえたときに、まだまだこの自主防災組織は完璧ではありません。つまり市の全体の計画の防災計画という上位の計画が今定まったばかりでありまして、これを今度細分化して、そして各地区、各町内会、そういうふうな形で自主防災組織の啓蒙をし、そして理解を深めていくことによって防災意識を高めることができます。災害は忘れたころというふうな、震災は忘れたころにやってくるのではなく、震災、災害は忘れずに必ずやってくるという意識を我々行政も持っているわけでございますので、その対策には積極的に取り組んでいくというふうに答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 次に、避難場所についてお尋ねしておきます。一般的に避難場所は、学校ある

いは集会所だとか、そうっております。そういう施設に避難場所としての大きな看板も立ちました、川内地区は。私この計画を見て、その看板を見て、これはなと思うのが1つございました。それは、川内地区にはずっと海岸沿いに地区の公民館が7施設ほどあるのですけれども、その施設の中の一つに海岸の護岸堤から地区公民館の外壁までの距離が6メートル80センチしかない、そういう集会所が1つあるのです、市がここへ避難せよと指定した大きな看板もあります。それで、大きな地震が起きて、そのとおり住民がそこに避難したと。その際に、大きな津波が襲ったら、これ大惨事になるでしょう、8メートルも離れていないわけですから。そして、惨事が起きたら、これは当然行政の大責任だということで責任は免れないこととなります。したがって、市長、こういう施設の場所、これどこでもいいというのではなくて、やはり適切な場所、不適切な場所、これらのものはあるはずでありますから、やはりその地区ごとにふさわしい場所を選定して看板を立てる、こういうふうに修正するご意思はございませんか。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部防災調整監（岩崎金蔵） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご指摘のありました箇所につきましては、早速実地調査をいたしまして、当然災害防止のための看板でございますので、実情に即した、不都合であれば移設するとか、そういう対策を講じたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） ぜひそのようにお願いいたします。

順序は逆になりますけれども、歩道の設置の問題です。やはり市長答弁にあったように、より危険な区域でありますから、早く実現できるように、ぜひともこれについてはご努力願いたいというふ

うに思います。

要介護1の認定者にも障害者控除の対象にという問題についてであります。この件でありますけれども、これは本当に税金控除の道を開くべき大きな前進あるご答弁をいただきました。ありがとうございます。負担軽減につながる大きな朗報となるもので評価するものでございます。

なお、ついでにお尋ねいたします。周知徹底はするというご答弁でしたから、これは省きますけれども、ぜひこの点も個々の通知もよろしくお願いいたします。それで、平成18年度、平成19年度に申告が漏れた方はどういうことになるのか、この点をお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

市長答弁にありましたように、従来の平成18年度以前の介護1については、平成18年度において要支援1と2に分かれたわけでございます。このために介護1というものについては、障害者に準ずる者ということで介護1が認定されたので、当然平成18年度の介護保険法の改正に伴い、確定申告していない方については、修正申告1年以内ということで認められておりますので、修正申告は平成19年度分については可能ですけれども、平成18年度についてはちょっとできません。ただし、確定申告を行っていない、介護1ということで窓口で断られた方については、平成18年度にさかのぼって確定申告できるということを税務課と確認しておりますので、そういうことでとらえていただいても結構でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 今部長が答弁なさったこともぜひ個々に周知していただけますか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） わかりました。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

#### 散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月13日から15日までは休日のため休会とし、9月16日は佐々木隆徳議員、鎌田ちよ子議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時55分 散会